

LIBRA

2025年 **5** 月号

〈特集〉

弁護士費用保険(LAC制度)の いまとこれから

〈インタビュー〉

第39回東弁人権賞受賞 袴田ひで子さん

〈新連載〉

弁護士会の国際活動



東京弁護士会

東弁べんとらーフォトコンテスト入賞作品

2024年12月18日から2025年1月31日にかけて、SNS上で「べんとらーのフォトコンテスト」を行いましたので、その入賞作品をご紹介します 🐾 初詣に、海外旅行に…べんとらーをたくさんかわいがっていただき、ありがとうございます 🐾

■ X (旧Twitter) <https://x.com/TobenMedia>

■ Instagram https://www.instagram.com/toben_media/

お茶目で賞



hiroki.shimizu169 さん

べんとらーの趣味は散歩🐾
日比谷公園周辺には、あの有名なキャラクターの撮影スポットもありますね🔥

仕事ができそうで賞



d.o.i.t.u さん

電車に乗りながらも本を抱えてキリッ👓

ノリがいいで賞



吉成 直輝 さん

ドラムセットもべんとらーカラー♪
熱い曲をお願いします!

海外でも活躍するで賞



もも さん

韓国旅行で海を渡ったべんとらー🐾
世界遺産ハフェマウル(河回村)で
想いにふける 🐾

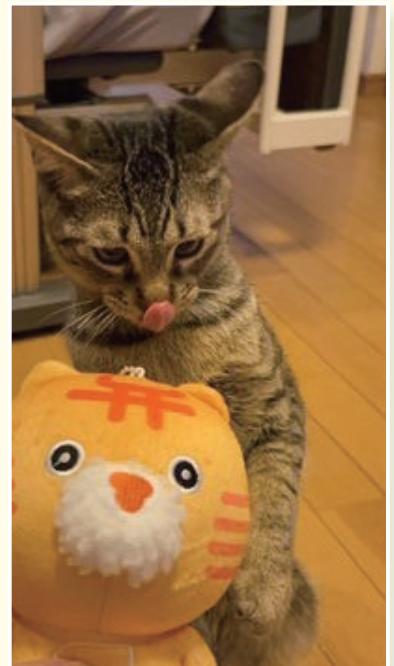
めでたいで賞



MR09 さん

べんとらーの初詣
世界が平和になりますように🐾

お友達になりたいで賞



優 さん

ネコ科の仲間として、仲よくしてやって
ください 🐾

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2025年5月号

特集

02 弁護士費用保険(LAC制度)のいまとこれから

弁護士費用保険(LAC制度)のいまとこれから	伊藤明彦
第1 最近の動向	伊藤明彦
第2 報酬の問題	伊藤明彦
第3 新しい保険の拡大状況	加納小百合
第4 弁護士費用保険 ADR について	石田智也
第5 受任審査にあたっての留意事項	池田龍吾
第6 多摩地域の現状	清水裕二
第7 次世代モビリティについての LAC 内の議論	神永矩誠

インタビュー

18 第39回 東京弁護士会人権賞 受賞 袴田ひで子さん

ニュース&ピックアップ

- 22 ・インドネシア訪問報告―弁護士活動領域拡大推進本部インドネシア部会―
・2024年度 外国人支援団体との交流会

新連載

- 30 弁護士の国際活動
第1回 UIA Paris年次大会／パリ弁護士会新年式 光野真純・瀧澤 渚

連載等

- 27 臨時総会報告(2024年度)
- 28 常議員会報告(2024年度 第3回臨時)
- 32 憲法訴訟のいま
第6回 安保法制違憲訴訟 その3 棚橋桂介
- 34 法律家のための税法知識
第2回 弁護士の役員等としての活動に伴い支出した懇親会費等の必要経費該当性
大塚 淳
- 36 人権問題最前線
第33回 2024年度 沖縄調査報告 中村晋輔
- 37 東弁今昔物語～150周年を目指して～
第33回 弁護士自治の確立とその運用 奥 国範
- 39 こんな活動しています～法律研究部・同好会～
vol.3 会社法部 ワイガヤで企業法務の最前線を学ぶ 菅原貴与志
- 40 わたしの修習時代：54年前の司法修習生の記憶 25期 元田秀治
- 41 76期リレーエッセイ：PLANNED HAPPENSTANCE 矢野 翠
- 42 心に残る映画：『ローマの休日』 末次弘明
- 43 コーヒーブレイク：野山を駆ける 草木良文
- 44 会長声明
- 49 インフォメーション



東弁公式キャラクター『べんとらー』

弁護士費用保険（LAC制度）のいまとこれから

LAC（ラック）制度をご存じでしょうか。一言で説明すれば、弁護士費用保険（弁護士費用特約）の加入者に対して弁護士を紹介する制度のことです。この保険に加入していれば弁護士費用（相談料、報酬等）を保険で賄えるため、相談者・依頼者側にメリットがあるのみならず、弁護士側にも受任機会の拡大につながるメリットがあります。

本特集では、拡大傾向にある弁護士費用保険の現状や、近時報酬基準の改定・業務報告システムの導入等があったLAC制度の最新情報について、担当委員会にご解説いただきました。LAC名簿に登録されている会員の方はもちろんのこと、まだ登録されていない会員の方にも有益な内容となっておりますので、是非ご一読ください。

LIBRA 編集会議 小峯 健介

CONTENTS

弁護士費用保険(LAC制度)のいまとこれから…	2頁
第1 最近の動向 ……………	3頁
第2 報酬の問題 ……………	5頁
第3 新しい保険の拡大状況 ……………	8頁
第4 弁護士費用保険ADRについて ……………	11頁
第5 受任審査にあたっての留意事項 ……………	13頁
第6 多摩地域の現状 ……………	15頁
第7 次世代モビリティについての LAC内の議論 ……………	16頁

【参考】

2014年6月号特集「活用してみませんか？ 権利保護保険」
https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2014_06/p02-12.pdf

弁護士費用保険（LAC 制度）のいまとこれから

リーガル・アクセス・センター運営委員会委員長 伊藤 明彦 (53 期)

「弁護士費用保険」とは、ある法的紛争が生じ、その法的紛争において自己の法的権利を行使したり、あるいは他者からの権利行使に対し防御を行う場合に、その攻撃防御について弁護士による法律相談を受けたり、法律事務を依頼したときに必要となる弁護士費用を補填する保険商品や共済商品をいう（以下、便宜のため保険と共済を合わせて「保険」という）。

日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）は、2000年10月、日弁連リーガル・アクセス・センター（以下「日弁連LAC」という）を設立した。日弁連LACは、日弁連と協定を締結した保険会社、共済及び少額短期保険事業者（以下「協定会社等」という）が販売する弁護士費用保険の被保険者及び被

共済者（以下合わせて「被保険者」という）並びに契約者のために、弁護士紹介を行うための制度設計、運用を担う。この日弁連LACが協定会社等と協定して運用している制度を指して、「LAC制度」などと呼ばれることがある。

なお、日弁連は、日弁連LACの設立と同時に、「権利保護保険」という名称について商標登録を得たが、日弁連LACでは、一般市民により分かりやすい「弁護士費用保険」という呼称を用いることを決議した。

現在では、弁護士費用を補填する保険商品について、「弁護士費用保険」という呼称が定着している。

本特集では、拡大傾向にある弁護士費用保険の現在の状況と、当会におけるLAC制度の運用を報告する。

第1 最近の動向

リーガル・アクセス・センター運営委員会委員長 伊藤 明彦 (53 期)



1 弁護士費用保険の意義

弁護士費用保険がなかったら、どうなっていただろう。

依頼者は、法律相談料や弁護士費用を、自分で負担することになる（法律援助制度の利用可否は別途の検討となる）。特に経済的利益が少額である事案において、弁護士費用などの負担がハードルとなり、弁護士に相談、依頼することに躊躇を覚え、泣き寝入りするケースが多発する恐れがある。

弁護士費用保険が整備されたことにより、市民は一定額の保険料を負担しさえすれば、万一の事件や事故などの法的紛争に巻き込まれても、不測の経済的負担なしに、弁護士に相談、依頼することが可能になる。保険商品にもよるが、日本で多く流通する自動車保険や火災保険に付帯される特約型の弁護士費用保険の保険料は、ほとんどが低額である。

このように、弁護士費用保険は、経済面で司法アクセスを支える仕組みであるといえる。

日弁連LACは、2025年1月現在21社の協定会社等との間で弁護士費用保険の制度運営に関する協定を締結している。日弁連LACは、これら協定会社等の依頼に基づき弁護士を紹介する体制を全国的に整えている。

こうして、日弁連LACが運営するLAC制度は、弁護士への連携を可能にすることと、費用面のサポートをすることの、2つの観点から司法アクセスを充実させる重要な役割を果たしている。

2 最近の弁護士費用保険のトレンド

(1) 弁護士費用保険の対象範囲の拡大

2000年の制度発足以来、弁護士費用保険のほとんどは、自動車保険・自動車共済に付帯される弁

士費用特約であった。その結果、弁護士費用保険の事案の多くは、交通事故紛争に関するものであった。商品の中には、交通事故に限らず、日常生活上で第三者から不測の被害を受けた事案について弁護士費用を支払う保険もあるが、取扱件数は交通事故紛争に比べ、それほど多くはなかった。

日弁連LACでは、これまで、長年にわたり、弁護士費用保険についての先進国ともいうべき欧米諸国（ドイツ、イギリス、フランス、ベルギー、スイス、カナダ、アメリカ、スウェーデン、フィンランド）を順次視察した。各国において様々な保険を拡大、発展させている状況を調査し、業務拡大シンポジウムなどの場で調査の成果を報告し、協定会社等とも共有したが、日本の弁護士費用保険は、欧米諸国の保険に比べ、見劣りするものであったことは否めなかった。

しかし、日本もようやく、2014年ころから、一般民事事件等に補償範囲を広げた弁護士費用保険が販売されるようになったことを皮切りに、多様な法分野における弁護士費用をカバーする保険商品が登場するようになった。海外視察報告の甲斐もあり、現在では、協定会社等が競って多種多様な弁護士費用保険の開発に注力する状況である（もっとも、その背景には、自動運転システムの開発など、交通事情の変化から、交通事故紛争が減少する傾向になり、他分野の保険商品開発が急がれるという事情もあるかもしれない）。

保険商品拡大の状況については、後記にて詳細に報告するが、弁護士費用保険の補償範囲が欧米諸国並みに拡大されることは、それだけ司法アクセスを容易にする範囲が広がるということとともに、弁護士費用保険の事案も多種多様になって、弁護士の業務拡大に繋がるということでもあり、歓迎されるべきことである。

(2) LAC 規則の整備

このように、対象範囲を拡大させた弁護士費用保険が続々と登場したため、弁護士会は、これまでの交通事故紛争等の偶発事故だけではなく、保険約款の許す限り様々な法分野について、迅速な弁護士紹介を可能とする体制を整えることが求められた。

残念なことに、弁護士費用保険の事案を扱う弁護士の事務処理に対し、依頼者又は協定会社等から、対応が遅い、報告・連絡がない等をはじめ、様々な苦情が多く寄せられた時期があった。

日弁連LACでは、事案担当弁護士に対する信頼を確保し、これを高めるための方策として、弁護士費用保険の対応事案ごとの弁護士名簿の登録要件（登録年数、研修の履行、懲戒歴がないことなど）などを定めた規則を制定し、その規則に則った弁護士紹介を行うよう、各弁護士会に要請した。

これを受け、当会は、日弁連LACに対する弁護士紹介依頼に基づき配点される事案を担当する弁護士の名簿登録に関する規則及び細則を制定し、登録要件を満たす弁護士を名簿に登録し、事件の配点を行っている。弁護士名簿について、当会では、交通事故紛争等の偶発事故に関して紹介を行うためのA名簿と、それ以外の分野の事案に関して紹介を行うためのB名簿を整備している。

当会LACでは、様々なeラーニング研修が登録要件として、あるいは推奨研修として用意されている。登録要件となる研修は、履修しなければ名簿に登録できないので、留意願いたい。研修等の詳細は、日弁連や当会のウェブサイトなどに掲載される、研修情報や名簿登録募集要領などを参照されたい。

(3) 初期相談の実施

補償対象となる法分野の範囲拡大に合わせて、当会は、保険適用の有無の判断の前提として、被保険者の悩みがそもそも法律問題に該当するかについての相談（初期相談）を実施している。これは、日弁連が協定会社の一つであるミカタ少額短期保険株式会社との間で初期相談を行う弁護士を紹介する協定を締結し、当会と大阪弁護士会が試行的に実施する

ものである。初期相談といいつつも、法律問題該当性に関する回答に限らず、一般的な法律制度の解説や法律情報を提供し、相談者の満足度を高めることも求められる。

(4) 弁護士費用保険 ADR の発足

日弁連LACは、協定会社等と協議の上、交通事故紛争等偶発事故に関する弁護士費用については保険金支払基準（LAC基準）を策定しており、協定会社等及び担当弁護士はこれを尊重して弁護士費用を算定することになっている。

一方、交通事故紛争等偶発事故以外の分野で弁護士費用の支払を可能とする保険商品においては、当該保険商品の約款で支払基準を具体的に定めるものや、LAC基準と同様の扱いをするもの、LAC基準とは別の協定会社等の内部基準で定めるものなど、様々である。

弁護士は、LAC基準を超える弁護士費用を依頼者と合意することももちろん可能であるが、その場合は、依頼者の自己負担となることを十分に説明することが必須である。

このように、弁護士費用保険では、協定会社等が支払う金額については、LAC基準を尊重し、約款や内部基準などで算定されることになるが、ときにLAC基準などの解釈を巡って、弁護士と協定会社等の間で見解が相違することがある。

日弁連では、事案を扱う弁護士と協定会社等の間で生ずる、弁護士費用保険にかかる紛争処理を行う解決機関として、弁護士保険ADRを設置する規則が承認され、2018年1月から運用が開始された。弁護士保険ADRについては、別稿に委ねる。

(5) 業務報告システム

2024年7月より、日弁連、各弁護士会及び弁護士の三者間で利用する、LAC書式による報告書作成・提出支援システム「弁護士保険制度業務報告システム」が開発され、運用開始になった。

これにより、LACの各書式について、オンラインで協定会社等や弁護士会への提出が可能になった

（ただし、業務報告システム運用開始後もFAX等を利用した報告書の提出が廃止されるものではない）。

会員の利便性の向上を図るために開発されたシステムであり、とりわけ、時間制報酬方式を選択した場合の執務内容報告書の作成は格段にやり易くなったと思われる。

3 依頼者への確なアドバイスを

このように、弁護士費用保険は、ここ10年で状況が一変した。

弁護士としては、依頼者の弁護士費用の調達手段

について適切に助言ができるようにしておくことが重要である。

弁護士が看過したために、本来利用可能な弁護士費用保険に思い至らず、依頼者が自己負担したために、トラブルに至った事案も見受けられる。

このようなトラブルに陥らないために、弁護士費用保険に関する知見を常に更新しておくことが求められる。

当委員会としても、会員に最新情報を提供し続けるよう努めるところであるが、その上で、弁護士費用保険に関する事案を積極的に受任していただくよう、ご理解とご協力をお願いしたい。

LAC 第2 報酬の問題

リーガル・アクセス・センター運営委員会委員長 伊藤 明彦 (53期)



本項では、2025年に発行されたLACマニュアル改訂第7版の主な改正点である、着手金・報酬金請求方式における、経済的利益が125万円以下となった事案に関する報酬金の新基準の説明と、LAC基準について問い合わせの多い項目に関する説明を行う。

1 新基準の導入

(1) 導入の経緯

日弁連LACは、弁護士費用の適正化と、協定会社等による円滑な支払を前進させるため、「弁護士費用保険における弁護士費用の保険金支払基準」（LAC基準）の新たな類型として、着手金・報酬金請求方式における、経済的利益が125万円以下となった事案に関する報酬金について、20万円（消費税別途。ただし、経済的利益が0円の場合は報酬金は0円）とする改訂を行った。

2000年の日弁連LAC発足以来、事案の蓄積の中で、近時、LAC基準の在り方について、全国の担当弁護士から、着手金・報酬金方式を選択した場合における弁護士費用の著しい低廉化に対する改善を求める意見が多く寄せられるようになった。その背景には、交通事故のような、弁護士にとっては一般的事案、あるいは少額の事案といえども、一般市民の権利意識が高まる中で、紛争解決に求められる委任事務がより高度で複雑なものになってきており、担当弁護士の負担が増していることも指摘できるように思われる。

また、一部の協定会社等から、少額事件など一定の経済的利益の範囲の事案について費用の固定化を図るべきであるとする意見が寄せられるなど、LAC制度の発足時には必ずしも想定していなかった事態が見受けられるようになった。

現在のLAC基準に対する不満が続くことで、低廉な弁護士費用を嫌ってLAC事案を担当する弁護

士名簿への登録を望まない弁護士や、登録の抹消を希望する弁護士、あるいは登録していても受任を望まない弁護士が増加し、その結果、LAC事案を担当する弁護士の負担が過重になり、益々名簿登録者が減少することが懸念された。このような状況が続けば、協定会社等からの弁護士紹介依頼に対応できない事態になることが予測され、ひいては、協定会社等の保険サービスにも支障を来し、LAC制度の維持が困難となることが懸念された。

そこで、日弁連LACは、協定会社等と新基準導入に向けての協議と検討を数年にわたり重ねてきた。そして、2023年7月のLACと協定会社等の協議会において、ようやく新基準の導入が承認された。

以上のような諸状況を踏まえ、日弁連LACは、LAC基準に新たな類型として、着手金・報酬金方式について、経済的利益が125万円以下となった事案に関する弁護士報酬について、一律20万円（消費税別途）と定める新基準を導入する運びとなった。

なお、LAC基準には、特に経済的利益が少額の事案について、弁護士が受任しやすくするために導入された請求方式として、時間制報酬方式の定めがある。新基準の導入にあたり、協定会社等の一部からは時間制報酬方式を廃止するべきではないかという意見もあった。しかし、時間制報酬方式は、経済的利益が少額の事案について、弁護士がかけた労力に比例して弁護士費用を算定できるという点で合理性があり、現在では請求方式として定着してきていることから、新基準導入後も、引き続き任意に選択できる請求類型の一方式として活用することができることとなった。

(2) 新基準に関する留意点

新基準は、2025年1月1日施行であるものの、協定会社等の全ての商品について、一律かつ一斉に適用開始になるわけではない。したがって、新基準の施行後に受任したLAC事案であっても、新基準に従った請求が可能であるとは限らない。また、新基準について、その他にも運用上の注意事項が複数ある。

この点について、LACマニュアル改訂第7版において、新基準についてのQ & Aを新設しているので、確認をいただきたい。その概要については以下に示すとおりである。

① 新基準の適用時期・範囲について

協定会社等の各保険商品は、約款の保険契約の始期・規定も様々であり、新基準の施行と同時に適用も開始されるとは限らない。例えば、新基準の導入にあたって弁護士費用保険の約款改定を行った会社などについては、新基準の施行後に、依頼者が加入する保険契約の始期が到来するものから、新基準を適用するという商品も存在する。

また、日弁連と協定した協定会社等の保険商品であっても、商品の特性に応じて、通常のLAC基準とは異なる、商品固有の保険金に関する支払基準が約款又は内規において別途定められている場合もある。さらに、経済的利益が125万円以下の事案に関する報酬金について、約款上別の定めが置かれていることもある。

このように、新基準の適用については、一斉開始、一律適用ということではなく、保険商品・保険契約等によって異なる場合がある。後述の書式の項でも触れるが、協定会社等にあらかじめ確認するなどして依頼者及び協定会社等保険会社との間でトラブルが発生しないよう注意が求められる。

② 新基準施行前に受任し、委任事務処理が進行中である事案の場合

この場合、新基準での受任はできない。新基準は、適用可能な保険商品・保険契約において、新基準の施行日以降に受任（委任契約の締結）に至った事案から適用される。

新基準施行前に受任し、委任事務処理が進行中である事案の場合は、これまでのLAC基準が適用されることになる。

③ 弁護士の途中交代と新基準の関係

弁護士が途中交代した場合、弁護士報酬の額に

については、弁護士と被保険者の委任契約書の定めに基づき、辞任時までの弁護士の委任事務処理の程度に応じて、弁護士と被保険者で協議して決めることになる。この場合、保険金として支払われる弁護士報酬の額については、請求前に保険会社とも十分協議することが推奨される（これは、新基準が適用される事案に限ったことではない）。全ての事案において、新基準に基づく報酬金の請求が前提とできるとは限らないので、注意しなければならない。

④ 経済的利益が0円となる場合の考え方

まず、LAC基準では、経済的利益が0円であった場合は、新基準に基づく報酬金は請求できないと明記されている。

事案簡明な自賠責請求の場合における自賠責相当部分を控除した結果、経済的利益が0円となる場合にも、新基準に基づく報酬金の請求はできない。ただし、LAC基準第2条により計算される当該自賠責相当部分については、手数料としての請求が可能である。

⑤ 新基準の請求時期について

新基準にかかる報酬金の請求は、着手金請求時や委任事務処理の進行中に請求することはできない。報酬金の請求は、委任事務処理の結果の成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価であるため、着手金請求時や委任事務処理の進行中に請求することはできない。

(3) 書式の改訂

新基準の導入に伴い、LAC書式も以下のとおり改訂を行った。

① 弁護士保険（権利保護保険）制度による弁護士紹介依頼票／選任報告書（書式A）

「経済的利益125万円以下の場合の新基準の適否」の欄を新設し、新基準適用の有無について、個々の事案に関し保険内容を正確に把握しているであろう立場の協定会社等に、最初に登録してもらい、免責

事由などと同様に契約内容について協定会社等から情報提供してもらう形式としている。

② 委任契約書（書式D）

第3条(2)着手金報酬金の場合・イ・報酬金に、「経済的利益125万円以下の場合の取扱い」という自由記載欄を設けた。

協定会社等の約款改定や運用変更の時期及び内容、並びに依頼者の保険契約の始期等により、保険会社等の保険金の支払基準が、新基準ではなく、改定前のLAC基準（経済的利益が300万円以下の場合、経済的利益の16%とする、との内容）となっている場合がある。

その結果、委任契約書に定める報酬金の基準（改定後のLAC基準）と、保険会社等の保険金支払基準との間に差が生じ、保険会社等から報酬金の支払を受けられない差額が生じる場合がある。

この差額につき、依頼者負担とするのか、差額が生じないようにするのかなど、取扱いを事前に依頼者に説明することが望ましく、取扱い内容を明記できるよう、記載欄を設けた。

2 問い合わせの多い事項

LACマニュアルは、事案担当弁護士、協定会社等からよく寄せられる問い合わせについて、「弁護士費用保険制度における保険金支払に関するQ & A」として、LACの見解をまとめている。以下、代表的なものを示す。詳しくは、LACマニュアルを参照されたい。

(1) 事案簡明な自賠責請求の取扱い

事案簡明な自賠責請求について、LAC基準では手数料方式を採用するとされているため、着手金・報酬金方式を選択した場合、損害額に事案簡明な自賠責部分が含まれる場合、損害額全体から自賠責部分を控除した経済的利益に対する着手金（又は報酬金）と、自賠責部分の手数料の合計額が弁護士費用になる。手数料を計上できるのは、1回のみ

である。

事案簡明の解釈であるが、日弁連LACでは、自賠責保険会社が必要とする定型書式を揃えるだけで所定の保険金が受領できる場合を想定している。

事案簡明ではないとして請求する場合、協定会社等と協議の上、理解を得ることが必要である。

(2) 事前提示がある場合の取扱い

同じく着手金・報酬金方式を選択した場合、加害者側から損害賠償額について事前に提示がある場合の経済的利益の捉え方が問題となることがある。

日弁連LACでは、①弁護士の受任前の提示であること、②保険会社など支払能力のある者が作成した書面（FAX 及びメールを含む）による提示であること、③支払う「金額」が書面上に明記されていること、④③の金額を支払う意思（支払意思）が書面上に表示されていること、を充たす場合に、損害額全体から事前提示額を差し引いた額を経済的利益として捉える。

協定会社等側から、上記の①から④を充たす書面がないと思われるにもかかわらず、事前提示があるので経済的利益から控除するなど主張がある場合が

報告されている。マニュアルにあたって、控除すべき事前提示といえるのか、検討のうえ、協定会社等と協議するよう努められたい。

(3) 時間制報酬方式

従前は、月1回行うべき執務内容報告書の提出を行わず、後でまとめて請求する、1分単位の計上になっていないなど、問題のある請求について協定会社等から苦情がよく寄せられていた。

最近は、LACマニュアルにある「時間制報酬に関する留意事項」が徹底されてきたためか、以前よりはそのような苦情は見受けられなくなったようである。

もっとも、時間制報酬の対象となる執務以外の事務について計上したり、弁護士が身につけておくべき交通事故に関する基本的な項目の指針である赤い本や青本、過失割合に関する別冊判例タイムズなどの確認時間について長時間計上し、協定会社等とトラブルになってしまう例が未だに報告されている。

「時間制報酬に関する留意事項」をよく遵守し、適切な請求となるよう留意されたい。

LAC

第3 新しい保険の拡大状況

リーガル・アクセス・センター運営委員会副委員長 加納 小百合 (47 期)



1 はじめに

弁護士費用保険は、2000年の発足以降、主に自動車保険に付帯される弁護士費用特約として発展してきたが、現在は、事故防止機能の発展等に伴う自動車事故の減少等も受け、自動車保険以外にも様々な保険が開拓され、広がりを見せている。

現在、弁護士費用保険について日弁連と協定して

いる協定会社等は21社に及んでおり、LACによる取扱件数は、日弁連全体で年間4万件を超えている。当会だけでも年間2000件前後と、弁護士が事件を受任する一つの重要なルートとなっており、保険の対象を様々な分野に拡大していくことは、弁護士の業務対策としても重要である（以下、共済も含み保険と称する）。

なお、本稿で紹介する各種保険の詳細は、日弁連

の会員用ウェブサイトでも紹介されている（HOME＞その他事件処理＞弁護士費用保険制度とLACについて*1）ので、こちらも参照されたい。また、保険金・共済金の支払限度額は様々であるが、多くは、法律相談費用は2万円から10万円、弁護士費用は50万円から300万円で設定されている（いずれも税別）。

2 各種保険の状況

（1）自動車保険に付帯される弁護士費用特約

自動車保険に付帯される弁護士費用特約は、被害事故についての損害賠償請求を主な対象としているが、商品によっては、無責事故について請求を受けた場合をカバーするもの（物損だけを対象とするもの）、交通事故以外の日常生活における偶発事故による被害までをカバーするものがある。

（2）刑事事件を対象とする弁護士費用特約等

自動車を運転中の事故などにより、被保険者が他人を死亡させた場合、または他人にケガをさせて逮捕もしくは起訴等をされた場合に、刑事事件の対応をおこなうために支出された法律相談費用及び弁護士費用を補償の対象とする特約も商品化されており、これらは自動車保険を始め、傷害保険などに付帯され販売されている。但し、本特約は、故意・重過失には適用はなく、危険運転致死罪が成立する場合等には注意が必要である。

（3）一般民事事件を広く対象とする弁護士費用保険・特約等

個人向けに広く一般民事事件を対象とする保険であり、弁護士費用保険単体として販売されているものと、傷害保険（学生向け傷害総合保険含む）、火災保険、家庭総合保険、こども向け傷害保険等、日常生活全般のリスクに備える保険に付帯される特約タイプがある。対象となるのは、偶発事故（被害

事故）、人格権侵害（ストーカー行為、いじめ、いやがらせ、プライバシー侵害等。インターネットを介しての侵害行為も含む）、借地・借家、離婚調停、遺産分割調停、労働紛争、金融商品被害、医療過誤、住宅修理トラブルなど、商品毎に多岐にわたる（企業等の団体を契約者とし、その構成員を被保険者とするタイプもある）。

なお、スウェーデンでは、家財保険に付帯された弁護士費用特約への加入が国民の96%とも言われており、日本も同様に、今後、火災保険に付帯された一般民事の弁護士費用特約の普及を目指していくことが重要である。現在、日弁連では、弁護士保険のさらなる普及に向けて、弁護士費用保険の保険料を税務申告における控除対象とすべく、研究・検討がなされている。

（4）成年後見申立費用等を対象とする弁護士費用特約

障がい者の団体等を契約者とし、その団体の構成員（障がいを持つ子の扶養者等）を被保険者として、被保険者の死亡に伴ってその親族等が負担する、障がいを持つ子の成年後見制度等の申立手続に伴う費用や、遺産分割協議に関する法律相談費用等をカバーする葬祭費用等保障特約も、長期障害所得補償保険に付帯され、販売されている。

（5）ネットトラブルを対象とする弁護士費用保険

私生活において生じたネットトラブルに起因して、被保険者が紛争に直面した場合に、被保険者がその解決のために相談した法律相談費用、被害事案の損害賠償請求又は差し止め請求に関して負担した弁護士費用、私生活において生じたネットトラブルに起因して被保険者が他人から受けた法律上の損害賠償請求の解決のために要した弁護士費用等、被害側及び加害側を対象とする、ネットトラブル費用補償条項及びネットトラブル賠償責任補償条項の入った保険も販売されている（但し、ネットショッピング等で

* 1 : https://member.nichibenren.or.jp/jikensyori_other/lac.html

生じた高額課金または不当請求、出会い系サイトを介して生じたトラブル等は、被保険者が被害を被った場合のみ、対象となる）。

本保険では、メールなどテキストベースによる相談等も前提として設計されているが、直接対面によらない法律相談については、日弁連LACにおいて「弁護士費用保険制度における直接対面によらない法律相談に関する保険金支払基準の考え方と留意点」（LACマニュアル第7版18頁）を定めているので、参照されたい。

（6）近隣トラブルを対象とする保険

被保険者の私生活において生じた近隣トラブルに起因して、被保険者が相談事案に直面した場合に、被保険者がその解決のために負担した法律相談費用、弁護士費用を負担する近隣トラブル費用補償条項の入った総合保険である。また、被保険者が日本国内で受けたストーカー行為等により不安等を覚え、警察等に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づいて申出を行い、受理された場合において、そのストーカー行為等について被保険者の安全または平穏を守ることを目的として、被保険者が負担した法律相談費用又は弁護士費用を対象とする付帯費用補償条項が入った保険である。

（7）住宅修理トラブルを対象とする特約保険

個人用火災総合保険に付帯される住宅修理トラブル弁護士費用特約も販売されている。個人を被保険者とし、住宅の修理に係る悪質な修理業者（特定修理業者：自宅に訪問し、住宅修理に関し、「保険金が使える」といって勧誘する業者の総称）による住宅修理トラブル（住宅の修理、改築、増築等の契約（火災保険の保険金請求の代行又は支援並びに建物の調査を行う業者との契約を含む）に関する紛争）によって発生した紛争の弁護士費用が対象となる。

（8）中小企業における一般民事事件を対象とする保険

中小企業向けに、各種一般民事事件を対象とす

る保険であり、弁護士費用保険単体として販売されているものと、保険等に補償条項が入ったものが販売されている。雇用・労務管理、ハラスメント、売掛金回収、商取引や契約、業者間のトラブル等の職業、事業活動に関するトラブルに対応するものなどがあり、加害側、被害側いずれも対象となるものもある。

（9）事業者・企業の事業活動総合保険・総合賠償責任保険における弁護士費用特約

被保険者が①対人被害（被保険者が記名被保険者の業務に従事している間に偶然の事由により身体の障害を被ること）、②対物被害（記名被保険者が業務のために所有、使用または管理する財物が偶然の事由により損害を被ること）、③経済的被害（日本国内で発生した根拠のないクレームやSNSへの書込みを受けた場合など、業務妨害等により記名被保険者が事業活動において金銭的な被害を被ること）に遭遇した場合に、法律相談費用・弁護士費用の一部が保険から支払われる特約で、事業活動総合保険や、総合賠償責任保険に付帯されている。

（10）業務妨害行為に対応する弁護士費用保険・特約等

事業者が被る、暴行・脅迫・強要・威力・偽計・ハラスメント・風説の流布等による妨害行為による被害に対応する弁護士費用を対象とする保険であり、各種団体や会員向けに販売されている。なお、PTA役員を対象としたPTA賠償責任保険に付帯される特約として、PTA活動中の事故や活動に起因するクレーム行為への対応を弁護士に相談する場合の相談費用や、弁護士に委任する場合の弁護士報酬を補てんする、クレーム対応費用補償特約も販売されている。

また、従業員による信用毀損行為（SNSで会社の信用を毀損するような行為をおさめた動画を拡散する行為等）をカバーする特約等も販売されている。

(11) 争訟費用対応保険

事業者が遭遇する被害につき、業務妨害対応費用保険から、さらに進んで、より広い被害に対応する争訟対応費用保険も販売されている。事業上に生じる様々な紛争に対応する形でカスタマイズされた保険が団体の会員などに販売されている。

3 遺言・相続弁護士紹介制度

日弁連LACは、2001年10月から三井住友信託銀行と協定を締結し、同行が遺言作成や遺産整理及び遺言執行業務において法的紛争が存在する場合には、信託銀行はこれを取り扱えないことから、日弁連LACの仕組みを通じて弁護士紹介を行ってきた。2022年4月には、日弁連と農林中央金庫との間で協定を締結し、同金庫の顧客が遺言、遺産分割、その他相続全般に関して弁護士の紹介を希望した場合に、日弁連LACを通じて全国の弁護士を紹介することとなっている。法的紛争が生じていない場合であっても弁護士の紹介を行うことで司法アクセスに資するとの観点から協定締結が進められたものであり、これに伴い、日弁連LACの所管事業も拡大された。さらに、2023年4月には三菱UFJ信託銀行とも、同様の協定が締結され、遺言、遺産分割分野

の紹介が開始された。

これらの遺言・相続弁護士紹介制度は、いずれも保険からの弁護士費用の支払はなく、紹介を受けた信託銀行や中央金庫の顧客が自ら弁護士費用を支払うものであるが、弁護士会による弁護士紹介により司法アクセス障がいを取り除く制度として、また、弁護士に受任機会を付与するものとして機能している。

4 今後の拡がり

司法アクセス障がいの解消は、国際的にも重要な課題であり、「すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する」ことは国連が掲げる持続可能な開発目標(SDGs)の1つに上げられている。LAC制度は、市民・企業の司法へのアクセスを費用面から支えるとともに、弁護士会による弁護士紹介によって、市民と弁護士を繋げるという、二重の意味で市民の司法アクセスに資する制度であり、保険の対象分野を拡大していくことは、市民の司法へのアクセス障がいを取り除くことに直結している。LAC制度は、民事扶助制度とともに、司法アクセス障がいを取り除く車の両輪として、市民生活の幅広い分野に拡大するよう、弁護士会として推し進めていくことが必要である。

第4 弁護士費用保険 ADR について

リーガル・アクセス・センター運営委員会副委員長 石田 智也 (61期)

1 設置の経緯

日弁連では、2018年1月に弁護士費用保険に関する紛争を解決するための裁判外紛争解決機関として「弁護士費用保険ADR」を設置した。

これは、弁護士費用保険の拡大に伴い、保険金

の支払について弁護士と協定会社等との間で見解の相違が生じることが増えたため、LAC制度のさらなる健全な発展のためにはLAC制度に精通した紛争解決機関による解決が必要であると考えられたためである。

2 制度の概要

(1) 対象となる紛争

弁護士費用保険ADRが対象とする紛争は、主に「保険金給付義務の有無に関する紛争」と、「弁護士費用保険の対象となる弁護士費用等の適否又は妥当性に関する紛争」の2つである。

(2) 解決手続

弁護士費用保険ADRは、紛争解決のための手段として、次の3つの手続を定めている。

① 和解あっせん手続

紛争の当事者が裁定委員を交えて話し合いを進め、合意によって紛争を解決するための手続

② 裁定手続

裁定委員会による裁定を紛争当事者が受諾するよう促すことにより紛争を解決するための手続

③ 見解表明手続

一方当事者からの申立てにより見解表明担当委員会が見解書を作成する手続

上記のうち、③見解表明手続は、和解あっせん手続や裁定手続で解決に至らない場合に、見解表明担当委員会が当該事案に関する見解書を作成することにより、申立人がその見解書を訴訟等の別の紛争解決手続で利用することを想定している。

申立人は、和解あっせん手続と裁定手続のいずれかを選択して申立てをすることになるが、弁護士費用保険ADRでは、和解あっせん手続であっても裁定委員会が双方の主張立証を詳細に検討した上で和解を提案することが多いため、まずは和解あっせん手続として申立てをされることをお勧めする。

(3) 当事者となることができる者

保険契約は協定会社等と保険契約者との間の法律関係を規定するものであるが、弁護士費用保険ADRが対象とする紛争は、保険契約の被保険者と当該被保険者が委任する弁護士との間の弁護士費用に関するものであるため、被保険者及び受任弁護士も強い利害関係を有している。

そのため、弁護士費用保険ADRでは、協定会社等、保険契約者に加えて、被保険者及び受任弁護士も、当事者となる点に大きな特徴がある。

(4) 裁定委員及び見解表明担当委員の構成

申立てられた事案を担当する裁定委員（和解あっせん手続及び裁定手続を担当する）及び見解表明担当委員（見解表明手続を担当する）は、弁護士費用保険及びLAC制度に精通していることが求められる。

そのため、裁定委員及び見解表明担当委員は、原則として、日弁連リーガル・アクセス・センターから推薦された弁護士、協定会社等から推薦された保険精通者、学識経験者の3名で構成することとされている（ただし、和解あっせん手続では、弁護士及び保険精通者の2名で裁定委員会を組織することができる）。

3 運用状況

弁護士費用保険ADRは、設置当初から年間10件程度の申立てがあり、現在に至るまで減ることなく継続的に申立てを受け付けている。

申立人の属性については、保険契約者・被保険者、受任弁護士、協定会社等のいずれからでも申立てがされている。

事案の内容は、弁護士費用等の適否又は妥当性に関するもの（弁護士報酬の多寡や実費の支払対象となるか、など）が主であるが、保険給付義務の有無に関するもの（弁護士費用特約の適用の有無自体が争われるもの）も見受けられる。

受け付けられた事案の多くは和解成立によって終了しており、弁護士費用保険ADRが紛争解決に大きく貢献していると評価し得るだろう。

弁護士費用保険ADRの申立てを検討される方は、すぐに申立書を作成して提出するのではなく、LACマニュアルに記載されている日弁連リーガル・アクセス・センター事務局に問い合わせいただくとスムーズである。

第5 受任審査にあたっての留意事項

リーガル・アクセス・センター運営委員会副委員長 池田 龍吾 (71 期)



1 受任審査が必要となる案件

LACでは、弁護士費用保険が利用される案件を、「紹介案件」と「選任済み案件」に分類している。「紹介案件」は、協定会社等がLACへ弁護士の紹介を依頼し、LACが被保険者等に対して弁護士を紹介する案件を指し、「選任済み案件」は、被保険者等が自ら弁護士を選任した案件を指す。

当会では、このうち、紹介案件については、担当弁護士は、事件受任時に必ず受任審査を受けなければならない、また、事件終了時に報酬予定額（保険金をもって支払われる金額を除く）が30万円以上になる場合には、報酬審査をも受けなければならないこととしている。

上記審査の趣旨は、LAC制度の適正な運用を図ることにある。

一方、選任済み案件については、LAC制度を通じて弁護士が紹介されたものではないため、受任審査や報酬審査は課されていない。

以下では、受任審査手続（及び受任審査の手続を準用している報酬審査手続）の概要及び留意点について述べるが、具体的な規定については、リーガル・アクセス・センター運営規則及びリーガル・アクセス・センター運営細則を参照されたい。

2 受任審査手続

(1) 受任審査の申出

紹介案件を受任する意思のある担当弁護士は、被保険者等から事件の依頼を受けた日から7日以内（土日祝日は算入しない）に、委任契約書及び事件受任審査申出書を当会へ提出し、又はファクシミリ

若しくは電子メールを用いて送信し、①受任希望事件の内容、②事件の見通し及び解決方法、③依頼者の事件受任の希望、④弁護士報酬についての見込額、⑤その他参考意見を述べて、審査委員の審査を受けなければならない。

委任契約書及び事件受任審査申出書の書式については、当会会員サイトの会員ホーム>マニュアル・書式>弁護士会法律相談関係書式>リーガル・アクセス・センター関係書式にある「LAC書式集」に格納されているので*2、利用されたい。

同書式集に格納されている事件受任審査申出書の項目にしたがって記入すれば、上記①～⑤についても網羅できるようになっている。

(2) 承認の要件

次の要件を全て満たすときには担当弁護士による事件受任は承認される。

- ① 事件の内容が、弁護士法、弁護士職務基本規程、弁護士倫理の諸規程等に違反し、又は違反するおそれがないこと。
- ② 審査事件が、弁護士が委任を受けて解決することが相当な事件であること。
- ③ 依頼者に事件委任の意思が認められること。
- ④ 弁護士報酬が、協定会社等との協定に基づいた基準の範囲内であって、かつ、法律相談センター弁護士報酬審査基準に照らして相当と認められること。
- ⑤ 事件受任の範囲その他の受任条件が相当と認められること。

(3) LAC基準を上回る弁護士報酬基準を採用する場合（上記(2)④の要件に関し）

*2 : <https://www.toben.or.jp/members/m-shoshiki/houritsusoudan.html#a3>

依頼者に弁護士報酬の自己負担が生じる場合には、依頼者がこれを理解しているかについて精査し、依頼者弁護士間のトラブルを未然に防ぐ必要があるから、LAC基準（弁護士費用保険における弁護士費用の保険金支払基準（『LAC マニュアル』参照）を上回る弁護士報酬基準が採用されている申出については、審査委員は、担当弁護士への事情聴取、依頼者への意思確認などを行い、事件受任の是非を精査することになる。

担当弁護士は、LAC基準を上回る弁護士報酬基準を採用する場合には、受任審査に先だって依頼者の理解を十分得るようにし、また、審査委員による事情聴取等に協力されたい。

（4）不承認後の手続

担当弁護士は、再審査を請求する場合を除いては、事件が受任できないこととなり、被保険者等に対し、その旨を伝えなければならないこととなる。

3 委任契約締結時の留意点

上記2（4）のとおり、紹介案件においては、担当弁護士が、依頼者と委任契約書を取り交わしていても、その後の受任審査が不承認となることで、事件が受任できない場合が生じることとなる。

そのため、担当弁護士は、委任契約書を取り交わす際に、事件受任の諾否及び弁護士報酬見込額について、審査委員の審査を経て正式に決定する旨を、依頼者にあらかじめ説明しておかなければならず、また、事件受任審査が終了するまでは、依頼者から弁護士報酬を受領し、又は弁護士報酬に充当する目的で預り金等を受領してはならないとされているので、留意されたい。

4 関連事件の受任審査

担当弁護士は、LACの紹介により法律相談を行った事件又は受任した事件と関連する事件（以下「関連事件」という）を受任する意思があるときは、

改めて、委任契約書を作成し、受任審査を受けなければならない。

関連事件の具体例として、当委員会では、次のような整理をしている。

① 訴訟物の同一性が認められる場合

- ・交渉事件が訴訟手続へ移行する場合
- ・上訴事件へ移行する場合

② 通常予測される範囲の事件

- ・本案事件に対する反訴事件を受任する場合
- ・離婚事件に伴って、財産分与請求事件、慰謝料請求事件等を受任する場合

③ 人的に関連する場合

- ・同一の交通事故における車両所有者と同乗者
- ・貸金返還請求事件における債務者が会社で保証人が代表者の場合

④ 時的範囲

上記①～③の事件が関連事件に該当するのは、原則として、紹介案件が継続中の場合に限られる。

ただし、紹介案件が終了した後に、上記①～③の事件を受任する場合であっても、当初から予想されていた事件については、関連事件に該当する。例えば、交通事故事件において、物的損害が解決した後、人身損害についても依頼を受ける場合などは、後者が関連事件となる。

Check!

■ リーガル・アクセス・センター関係書式（会員サイト）

*委任契約書及び事件受任審査
申出書の書式はこちら
「LAC 書式集」をご参照ください



■ 日弁連と協定を結んでいる 保険会社・共済協同組合 （日弁連ページ）

*協定会社等の更新情報はこちら



LAC 第6 多摩地域の現状

リーガル・アクセス・センター運営委員会委員 清水 裕二 (61期)



1 紹介手続

多摩地域（23区外）における弁護士の紹介手続も当会において一括して行っている。協定会社等からの弁護士紹介依頼を、日弁連が各弁護士会に割り振り、当会に割り振られた案件について、LAC担当者名簿に登録された者の中から当該案件に適した弁護士に配てんしている。配てんに際しては、当会事務局において、案件の内容とともに、法律相談に際しては原則として面談を要することから、被保険者等の居住地等を考慮している。

2 運用状況

2024年度の当会LAC担当者名簿には854名が登録されており、そのうち多摩地域に事務所のある会員は54名であり全体の約6%である。他方で、当会への割り振り件数は、2024年度12月10日までで1108件、そのうち被保険者が23区外に居住している案件は390件あり全体の約35%である。

上記のとおり、単純計算すれば、23区内に事務所のある担当者への配てん数は1件程度、多摩地域に事務所のある担当者への配てん数は7件にも及ぶこととなる。実際のところは、被保険者が23区外に居住している案件についても、交通機関等によるアクセスも考慮し、23区内に事務所のある担当者へ配てんしている状況にある。

3 多摩地域における今後の課題

多摩地域の人口は4,290,531人、多摩地域の面積1,159.81キロ平方メートルであり（令和6年1月1日現在、東京都総務局多摩の魅力発信プロジェクト

(<https://tama120.metro.tokyo.lg.jp/information/>))、東京都全体の人口の約3割、面積は東京都の約半分を占める地域である。

日常的に通勤、通学、レジャー等に自動車が利用されており、LACにおける配てんの多くは交通事故となっている。交通事故の内容としては、人身事故のほか、物損事故が比較的多いものの、生活の足として自動車を利用されている方も多く、自動車保険の弁護士費用特約が普及してきている状況からすれば、今後もこれを担う弁護士が必要とされている。

しかしながら、前記のとおり、現状においては、被保険者が23区外に居住している案件のすべてを多摩地域に事務所のある弁護士への配てんだけでは賄いきれない状況にある。より多くの多摩地域の会員がLAC担当者名簿に登録されることで、多摩地域内においても被保険者等の居住地から身近な弁護士に配てんすることができ、被保険者等の満足度向上につながるとともに、LAC制度の運用がより円滑になるものと期待される。

LAC担当者は毎年秋に募集しており、名簿に登録していない多摩地域に事務所のある会員には、ぜひ、登録をお願いしたい。

第7 次世代モビリティについてのLAC内の議論

リーガル・アクセス・センター運営委員会副委員長 神永 矩誠 (64 期)



1 次世代モビリティの研究状況

自動運転の技術が発展するとともに、新たな移動手段としての次世代モビリティの開発も進められ、従来の交通事故とは異なる事故被害の回復についての検討が急務である。日弁連においても、2022年にLAC制度を通じて司法アクセスの拡充を図るため日弁連リーガル・アクセス・センター内でPTを立ち上げ、次世代モビリティが普及した社会における被害者救済がどのようにあるべきか論点を整理し、課題を明らかにすべく議論を重ねている。同じく当会においても夏期合同研究などにおいて、次世代モビリティの問題を扱うなど研究を深めている状況にある。

2 現制度での被害者の救済状況

現行の法制度を前提にした場合、人的損害については、自賠法の適用について「レベル0～4までの自動車が混在する当面の過渡期においては、i 自動運転においても自動車の所有者、自動車運送事業者等に運行支配及び運行利益を認めることができ、運行供用に係る責任は変わらないこと、ii 迅速な被害者救済のため、運行供用者に責任を負担させる現在の制度の有効性は高いこと等の理由から、従来の運行供用者責任を維持しつつ、保険会社等による自動車メーカー等に対する求償権行使の実効性確保のための仕組みを検討することが適当である」との国土交通省の見解がある*3。こうしたことから、自動運転レベル4までの責任関係は、従来の運行供用者責任等の枠組みが維持されるため、人的損害の被害者救済については概ね現状からの後退はない。

これに対して、物的損害は、そもそも自賠法の適用

がないが、自動運転レベル2以下の場合は、運転者による監視が前提になり、システムは運転者の注意義務を軽減させるためのものではなく、運転者には常時監視・介入をすべき注意義務が課せられたままであるから、それらの懈怠を根拠として運転者の過失を立証することにそこまでの困難はない。他方で自動運転レベル3以上の場合には、システムによる監視が前提になり運転操作は行わないものの運行に何らかの形で関与している者の過失を立証することが必要になる。各種データが保存される自動運転の場合には、それも不可能ではないが現実的でない。

任意保険の商品として、被害者救済費用特約もあり、自動車の欠陥に起因する事故等で加害者側となる被保険者の民事責任が認められない場合でも、被害者の損害が補償される。ただし、被害者に同特約の保険金請求権が付与されていないため、過失割合や損害額を巡って争いが生じている状況などになると救済の実効性に欠ける場合もある。

3 今後の課題

こうした状況を踏まえ、弁護士会としてどのような提言などをしていくのか議論の必要がある。製造物責任を追及する際の立証責任の緩和の問題と整理するか、立法の問題として、自動運転車両の所有者に無過失責任を課す規定を新設していくかなどの議論である。

いずれにしても、検討事項は多岐にわたるなか、目的は司法アクセスをより充実させ、今後発生する新たな事故形態における被害者救済を図ることにあり、その手段としては、やはり弁護士費用保険の拡充が何より重要である。

*3：国土交通省「自動運転における損害賠償責任に関する研究会 報告書」（概要）1頁
<https://www.mlit.go.jp/common/001226364.pdf>

第39回 東京弁護士会人権賞 受賞

袴田 ひで子さん

袴田ひで子さんは、袴田事件の犯人として弟の巖さんが逮捕されてから無罪判決が出るまでの58年間という長い年月、巖さんの無罪を信じ、冤罪と戦ってこられました。非常に厳しい状況において、揺るぎない信念を持ち希望やユーモアも捨てず、裁判所を信じ続けてこられたひで子さんの強さに感服したインタビューとなりました。

聞き手・構成：町田 弘香、佐藤 顕子

プロフィール◆はかまた・ひでこ 1933年静岡県生まれ。1966年に発生した袴田事件で強盗殺人放火事件の犯人として逮捕・起訴され、死刑判決が確定した袴田巖（いわお）さんの実姉。弟の無実を信じ、経理事務に携わりながら、半世紀以上にわたり弁護団、支援者らと救済活動を続け、事件から58年後の2024年に再審での無罪判決を勝ち取った。



—— 東京人権賞の受賞、おめでとうございます。

私、社会に出てから賞なんてもらったことがないんですよ。大変喜んでおりますが、弁護士さんや支援者の方の応援があればこそ頂けたと思っております。

1966年6月事件発生から 1980年12月死刑判決確定まで

—— ご家族としては、どのような出来事があったのでしょうか。

事件の日お昼休みに、仕事場でテレビを見て、巖の行っているところじゃないのかなと思って、巖に電話をしたんです。そうしたら「今度帰るね」と言って、電話は簡単に切れたんです。3日後に実家に帰ってきました。

その頃、私は浜松で1人で暮らしておりましたが、私も実家へ帰ったんです。巖はもう帰ってきていて、自転車にまたがって、ご近所の方とにこやかに話をしていたんです。それを見て「関係ないようだ。安心だ」と思いました。

夕方、集まって「大変だったね。お気の毒に4人も殺されて」どうのこうのと言っていたら、巖は普通に「強盗だか何だか分からなくて、早く犯人が捕まるといい」みたいなことを言ったし、うちでは心配は全然してなかったんですよ。

しばらくして、警察が巖の跡を付けているということをお母から聞きまして、その時は従業員全員の跡を付けているのかなと思ったんです。

そうしたら、新聞にHとか何とか書いて載りまして、

その時にはびっくりして、私テレビを見ました。夕方、犯人はHだとか何とか言うでしょう。それでその日、実家まで帰ったんです。何でこうなるのかなと思って、驚いて。電車に乗る気力もなくて、タクシーで帰ったんです。肩へ重いものを背負ったような気分でした。

—— 事件直後の巖さんの姿を見ていたことが、無実を信じた理由として大きいのでしょうか。

そう。4人も人を殺して、3日ばかりして帰ってきたなら、何か変わったことがあるはずですよ。兄弟とか身内なら気がつくと思う。それが全然ないでしょう。

半年後に、僕は絶対にやっておりませんという手紙が来て、家族は勿論それを信じておりました。

—— 8月18日の逮捕後、ご家族はどんな状況だったのですか。

8月18日、家宅捜査が一斉に入りました。私のアパート、嫁に行った姉さんのうち、実家、富士に嫁いでいる姉のところへも。

中央警察署へその日連れていかれた。狭い部屋へ通されて、入り口に3人刑事が座って、私が外に出られんように取り調べるというか、そういうことをされたんです。私は何だか分からないから、平気な顔をして座っていました。何か聞かれても知らんものは知らん、知っているものは言うという感じで話をしていたんです。初めて警察に呼ばれたでしょう。だから、何だか分からん。お昼ご飯は、カツ丼を出してくれたんです。それを、私、ぱかすか食べちゃったの(笑)。朝ご飯も食べてなかったから。

—— 逮捕されて、これは大変なことになりそうだと思い始めたのは、いつ頃ですか。

逮捕のすぐ後はまだのんきに構えておりまして、そのうち調べれば分かるだろうぐらいにしか思っていなかったんです。驚いたには驚いたけど。

大変なことになりそうだと思い始めたのは、1年2カ月後に5点の衣類が出てきたあとなかなあ。その頃は、新聞もラジオもテレビも一切見ておりませんでしたので、そんなものが出てきたというのも最初は知らなかったのだけど、警察が来て、ひで子さんに話を聞きたいと。

—— 1980年11月最高裁で上告棄却された時は、どのように受け止められたのでしょうか。

その時、東京で記者会見をやったんですね。弁護士さんたちと。私には、みんなが敵に見えました。弁護士さんも、支援者の方も。そのぐらいがっかりしたというか。それでも、巖のところへ行きました。こうなったら何でもやると言って、巖を励ましたことを覚えております。

—— 死刑確定後の巖さんのご様子はいかがでしたか。

確定後は、死刑囚だけがいるところに移ったでしょう。半年してから、巖の隣の部屋の人が処刑された。そのあと、巖はものすごく変わり、おかしくなりました。「痛みの電波を出すやつがいる」とか「毒殺される」とかそういうことを言って。死刑の執行をされることにおびえる毎日を過ごしていたんですね。

1981年第1次再審請求から 2008年最高裁特別抗告棄却まで

—— 第1次再審請求は、地裁で13年、その後高裁で10年、最高裁で4年、それだけで27年もかかっています。その間のお気持ちはいかがでしたか。

法律のことは分かりませんので、裁判のことは弁護士さんに任せっきりで、口出しはいたしませんでした。ただ、見えない敵、見えない権力と戦っているということだけは痛感いたしました。裁判長さんが3年たてば転勤するとか、そういうのがあるでしょう。だから私は放っておかれたと思っている。この裁判にはかわらん方がいいと思ってかどうかは知りませんが、私はそういうふうに解釈しております。

—— でも、ひで子さんは巖さんが戻ってくるということをずっと信じてきたんですね。

巖は無実だから帰ってくるのは当たり前だと思って

■ 袴田事件の審理経過（*主だった出来事）

1966/6/30	事件発生
8/18	袴田巖さん逮捕
9/6	袴田巖さん自白
9/9	静岡地検が起訴（住居侵入・強盗殺人・放火罪）
12/10	第一回公判（犯行を否認）
1967/8/31	*「5点の衣類」が発見される
1968/9/11	静岡地裁が死刑判決・東京高裁に控訴
1969/5/29	東京高裁で第二審開始
1975/11/20	*鉄紺色ズボンの装着実験、はけないことが判明
1976/5/18	東京高裁・控訴棄却
5/19	最高裁に上告
1980/11/19	最高裁が上告棄却
12/12	死刑判決確定
1981/4/20	静岡地裁に第1次再審請求
1994/8/8	静岡地裁が再審請求棄却
8/12	東京高裁に即時抗告
2004/8/26	東京高裁が即時抗告棄却
9/1	最高裁に特別抗告
2008/3/24	最高裁が特別抗告棄却
2008/4/25	静岡地裁に第2次再審請求
2011/8/23	*5点の衣類のDNA再鑑定を決定
12/20	*DNA鑑定結果（5点の衣類の血痕、被害者のと不一致）
2012/2/3	*袴田巖さんのDNA鑑定を決定
4/13	*本田鑑定、山田鑑定（衣類の血痕は、巖さんのDNA型と不一致）
2014/3/27	静岡地裁が再審開始決定・死刑と拘留の執行停止決定。袴田さん出獄
3/31	検察庁が東京高裁へ特別抗告
2015/12/7	*高裁、本田鑑定の検証実験を決定
2018/6/11	東京高裁が即時抗告を認め再審開始棄却
6/18	弁護団、最高裁に特別抗告
2020/12/22	最高裁が高裁決定を取消し差戻
2023/3/13	東京高裁が、2014年静岡地裁の再審開始決定を支持、検察官の即時抗告棄却→再審開始決定が確定
10/27	静岡地裁が再審公開開始
2024/5/22	結審（検察は死刑求刑、弁護団は無罪主張）
9/26	静岡地裁が再審無罪判決
10/9	検察官が上訴権放棄、再審無罪判決確定

いた。死刑になんかされてたまるかと思う気持ちもあった。

—— 第1次の再審請求の中で、静岡地裁の死刑判決を書いた熊本元裁判官が、無罪の心証を持ちながら死刑判決を書いたという内容の手紙を送ってこられました。

熊本さんがああいうことを言ってくれたということについては、黙っていれば済むことをあえて言うて、大変私たちにはありがたいと思いました。2番目の姉なんかは泣いてテレビを見ていたと。皆さんが40年もたってからでは、遅すぎるとかおっしゃいましたが、私たちはそうは思いませんでした。

巖さんが釈放されるまでの生活

—— 巖さんが戻る時のために、準備をしたことはありますか。

巖のことばかりではなく、別の生きがいの、と思って始めたのが、マンションを建てることなんです。いつか巖が帰ってくるという期待もありました。9400万円の18年ローンを組みました。60歳過ぎたらお金貸してく

れんと思って、59歳の時に。もう完済していますが、なかなか大変でした。

それまである会社の経理の仕事をして、収入もそこそこあったから銀行で金を貸してくれたんだと思うけどね。向こう3軒、両隣なるべく家がなくて、東京へ通わなきゃならんから、駅にも近いところで土地を探していたら、山の上で、そういう物件が売りに出ていたんです。

—— そのマンションに、今、巖さんと住まわれているのですか。

はい。

—— 楽しみは、なにかありましたか。

私はマージャンをやるからね。暮れの12月の28日から、暇人が集まってマージャン大会をやるんですよ。お正月の3日ぐらいまで徹夜で（笑）。そういうことはやっておりました。

ひで子さんに対するマスコミ等世間の反応への対応

—— SNSのある今ほどではないにしても、マスコミや、近所の噂話など第三者の声が耳に入ってくる機会があったと思います。ひで子さんはどう対処されてきたのか、そういうことで苦しんでいる人に対するアドバイスはありますか。

私は、同窓会にも出ない。誘いがあっても、欠席。ご近所と挨拶はする。それ以上の話はしない。余分なことは耳に入れない。新聞もテレビも見ない。誰かが何か言ってきたら「あんた見ていたのかね」と言ってやりゃいいと思って、そこまで腹を決めた。私には直接言わんけど、近所で噂をしているということは承知している。だけど言いたければ言え、犯人だと思いたければ思っていればいいと。

—— すごいです。皆がそう思えばいいけど、なかなか難しい。自分から情報を求めてしまって、それで傷ついてしまう人が今いる中で、どうすれば、見ないぞと決めて実行できるのですか。

気にしないこと、しかないですね。それから、隠そうと思わない。本当のことを話せばいい。下手に見えを張って隠しごとをしようとするから面倒なことになる。だから「あんたのうち、そうだってね」と言われたら、「うん、そうですよ」と平気で言う覚悟をした。みんな知っているんだから、隠すことはないと思って。それで、たまたま私はきついものだから、私のところへ直接言ってきた人はごめいませんの。

—— そうなのですね。

みんな怖がっていてね（笑）。

2008年第2次再審請求から、2014年3月27日再審開始決定・死刑拘置の執行停止、そして釈放まで

—— 2014年3月27日の再審開始決定後、巖さんが釈放になった時の様子を教えてください。

記者会見をして、すぐ西嶋弁護士たちと一緒に東京拘置所へ向かったの。執行停止決定が出たことは分かっていたけれども、その日外に出られるなんて私たちは知らなかったのよ。

拘置所では巖が待っていた。「再審開始になったよ」と言っただけど、本人は、「再審はもう終わった。この人は変なことばかり言うで帰ってもらってくれ」と、こうなの。おかしくなっていてね。「嘘じゃない、本当だよ。ここに書いてあるから」と言った。だけど、本人は納得しなくて、時間がきたから、明日また説明に来ればいいや、と廊下を歩いていたら、看守長さんが「ちょっとお話がございますのでお戻りください」と。それから、男の人が来て私が差し入れしたお金を「お返しします」と言うんですよ。「今、本人が来ます」ともおっしゃって、巖がびよこらびよこら歩いてきた。

—— そこではじめて、皆さん、その日に釈放されると分かったのですか？

はい。それで後は、車に乗って、騒ぎになったんです。だって、靴もない。着の身着のままでしょう。紙の袋の大きなのを持ってるだけなの。ちり紙とノートか何かが入っている。それでスリッパでしょう。スリッパじゃ何ですから「靴をお貸しします」というの。「返してください」と言うから、翌日返しましたけどね（笑）。

—— 嬉しかったですね、実に47年ぶり。

はい。巖が認知症の傾向があるというので、その日タクシーでそのまま浜松まで帰るつもりだったんです。でも、何十年も車に乗ってなくて、車に酔っちゃったものですから、これは帰れないとホテルに泊まったんです。

あの日、まともじゃないけど、巖が息をして出てきたということは本当に嬉しかった。

2014年釈放から2023年再審開始決定まで

—— 巖さんと一緒に生活を始めて、最初の頃は怎么样了か。

始めの頃は変なことを言うから「そんなこと言うでない」と言おうと思ったけど、しょうがないかと、黙って

見ていることにしたんです。拘置所から出てきて、おかしくなっているでしょう。それを直そうと思っても無理。

今も見守っている。午前中ぐらいは、うちでおとなしくしています。

—— 巖さんが戻ったものの、再審開始は、2018年に東京高裁で棄却となりました。期待もあった中でこの判断となり、どのようなお気持ちでしたか。

高裁で、弁護士さんとか、みんなは再審開始になるとばかり思っていたのね。そうしたら棄却ということで、弁護士さんはがっかりしていたけど、私はがっかりなんてしている暇はない。これでも分かってもらえんじやあしょうがない、頑張るしかないと思いました。50年で駄目なら100年戦うという気持ちでおりました。

—— 2020年に最高裁で高裁への差戻しとなり、2023年に東京高裁で再審開始決定が確定しました。

今までは見えない権力と戦っている。それが見えてきたということで、本当に嬉しかった。2020年の最高裁の差戻しの時、ちょうどクリスマスだったんですよ。クリスマスプレゼントだと思いました。

2023年再審開始決定から 2024年9月26日静岡地裁の「再審無罪判決」まで

—— 2023年に再審の審理が開始し、2024年9月26日に再審無罪判決が出ました。それまでのお気持ちはいかがでしたか。

この裁判は検察庁の都合でやっているとは思っていた。そう思っていたから、裁判所では、無罪になると思って、頑張ってたいました。

—— 裁判所に対する信頼は、あったということなのでしょうか。

巖は、検察庁や警察は信用していなかったけど、裁判所は信用していた、最初からね。裁判というのは公平にやってくれるものだ、自分は裁判で勝つと思ってやっていたの。分かってくれなかった裁判長さんもおいになったけど、村山さんですか、分かってくれる裁判長さんに出会えたということが、大きかったです。

—— いつかちゃんと判断してもらえる裁判官に会えると信じていらしたということですか。

そうですね。順繰りで、言ってみれば転勤すればいいと思って、送っちゃった裁判官もいたんだとは思。だから、勇気を持ってやっていただいた裁判長さんには、感謝しています。

今後について

—— 再審法改正について、どう思われていますか。

長く戦ってきて思うのは、やっぱり再審法の改正ですね。いつまでも70年前から80年前の法律のままではちょっと。それに48年、巖が入っていたということもある。巖の身体を元に戻せなんてやぼなことは言わん。命があって出てきただけでも、ありがたいと思っている。でも、その48年を無駄にしないように、再審法の改正を是非お願いしたいと思う。

—— 冤罪を防ぐために市民にできることについて、ご意見はありますか。

警察だって誤りはある。昔はみんな泣き寝入りしたと思う。小さい事件なんか、いくら冤罪事件があると思う。警察に逆らってもしょうがないと、あきらめている人も多いと思うよ。だけど、そんなことをしていたら冤罪はいつまでも続く。

—— ひで子さんは冤罪撲滅に向けて、今後も活動を続けていかれるのでしょうか。

もちろん。巖だけ助かれればいいというものじゃないからね。

—— ひで子さんにとって弁護士はどういう存在でしたか。

法廷闘争なので弁護士さんの力でなきゃだめだと思っておりますが、48年もお付き合いいただくことはそうないと思う。長い間お金にもならんことをやっていたいて、それで巖が助かったんです。大変ありがたいです。

—— 最近の巖さんはどんなご様子ですか。

ここ5年ほど、足がちょっと弱くなりまして。「スポーツマンだから運動しな」と言うんだけど、今のところ自分の好きなように生きております。毎日、2時半から3時ごろ、見守り隊という人たちと一緒にドライブしたりね。長生きをしてもらいたいと思っています。

—— ひで子さんは、今後、やりたいこと、楽しみたいことなどはありますか。

私は、好き勝手なことをしてきたんですよ。だから今さらあれをやりたい、これをやりたいとは思いません。もう静かに暮らせればいいかなと思っています。

—— 大変貴重なお話をありがとうございました。

インドネシア訪問報告—弁護士活動領域拡大推進本部インドネシア部会—

リーガルサービスジョイントセンター

在日外国人部会委員	山本 昌平 (50期)	副本部長・在日外国人部会長	氏原 隆弘 (53期)
在日外国人部会委員	楠本 維大 (56期)	インドネシア部会長	春日井太郎 (58期)
国際業務推進部会長	三好 慶 (60期)	副本部長・在日外国人部会委員	重富 智雄 (65期)

当部会では2024年12月5日から9日にかけて、インドネシア訪問を実施した。

1 初日はまずアディヤクサ法科大学院を訪問し、総長ハスブラ氏を始め、多数の教員・生徒らから歓待を受けた。

同法科大学院は、検事総長が理事を務める大学院であり、現役の検察官から実務を学ぶことができることが特色である。そのため、学生の大部分が検察官を志望しており、日本の法曹養成制度との大きな違いを感じるようになった。

今回の訪問を機に、同法科大学院としての活動を理解してもらい、将来的には学生の交流、日本への訪問、学術的、実務的な共同対応を希望しているとのことであった。

その後、キャンパス内を案内していただく機会を得たが、今後は医療系の大学を開設して総合大学を目指すこと、私立大学から国立大学に改組し、検察庁の直轄の大学への移行を目指しているとのことであった（日本においてはなかなか考えられない制度設計となっているようである）。



アディヤクサ法科大学院の皆さんと記念撮影

2 初日の夕食は、元法務人権省のニニック氏との会食であった。インドネシアにおける憲法裁判所の存在や憲法問題を扱うことの難しさ、以前は8つの弁護士会が分立していたが、2000年代に入り、ようやく統一的な弁護士会（PERADI）が設立された、という話が印象的であった。

3 日程2日目の12月6日は、技能実習生の訓練と送り出しを行う企業連合体ASPIREのビナワン（BINAWAN）社に赴き、ラギル会長と面談するとともに、ビナワン社の技能実習生の訓練施設を見学し、送出事業の概要について説明を受けた。

同社には、外国語（英独等）の訓練施設、学生の健康管理センター、コンピュータ室、客室乗務員の訓練施設等があり、サウジアラビア、オーストラリア、ドイツ等に多くの人材を送り出しているとのことであった。

日本への労働者の送出事業については、4人のスタッフが契約書の作成・健康診断・日本大使館における手続等を行っており、主として、介護・外食産業・宿泊施設等へ労働者を派遣しているとのことであった（主な送出先は、介護は福岡、外食産業は広島、宿泊施設は神奈川・茨城・埼玉等）。日本への労働者の送出事業は、他国への送り出しとは別に行っており、厚生労働省とも提携して進めているが、今後は、2029年までに82万人とされる日本における外国人労働者の需要拡大にあわせて、より多くの労働者を日本に送り出したいと考えており、今回、東京弁護士会と初めて協議できたことを有意義な機会と考えているとのことであった。

4 6日の夕食は、48社以上の国際的なクルーズ会社と連携し、インドネシア、シンガポールを中心にクルーズサービスを提供しているBest Tour社のジョニー社長との会食であった。インドネシアは富裕層が多いのに対し、シンガポールはミドルクラスの客層が多いとの話が興味深かった。

5 日程3日目の12月7日は、ジャカルタの「松下ゴベル財団」を訪問した。

同財団は、インドネシアのゴベル・グループ創設者の

モハマド・ゴーベル氏と、パナソニック創業者の松下幸之助氏が出会い、お互いの企業経営への思いや哲学に共通点を見出したことをきっかけに、1960年から技術提携を開始したことに端を発する。その後、インドネシアの工業発展のための取り組みを発展させることを目的として、同財団は設立された。

同財団では日本で技能実習生として働くことを目指す若者のための就業トレーニングセンターを運営しており、日本での就職に備えた技術訓練や語学教育を実施している。廊下には「努力」と「感謝」という2枚の大きな額装書が飾られており、その理念が伝わってくるようだった。

訓練生の年齢は18～28歳程度で、センター近くの寮に住みながら研修を受けており、早い人は朝4時に起きて勉強を始めるという。ちょうど授業が終わり、教室から出て来た訓練生達と挨拶を交わす機会を得たが、彼らは整然と列を作り、大きな声で「こんにちは！」と日本語で挨拶をしてくれた。そして、目を輝かせながら我々の話に耳を傾ける姿がとても印象的だった。

日本で働くことを夢見て、ひたむきに訓練に励むインドネシアの若者たちの姿に、我々は深く心を打たれた。



パナソニックの訓練生の皆さんと「努力」と「感謝」の前で記念撮影

6 7日の夕食は、西スラウェシ州の有力者であり、警察学校の教授を務めるユンディニ教授との会食であった。今般、新大統領の筆頭顧問に就任し、政治経済だけでなく世界の趨勢を踏まえつつアドバイスする役割を担っているとのことである。

新体制となったこのタイミングがインドネシアとの関係性を構築していく良い機会であるとのことであった。

7 最終日にあたる12月8日は、福祉友の会（残留日本兵資料館）とカリバタ英雄墓地を訪問した。

福祉友の会は、オランダからの独立戦争（1940年代後半）に協力した残留日本兵が中心となり、1979年に残留日系人の相互扶助を目的として発足した組織である。最後の残留日本兵（小野盛氏）は2014年に亡くなっているため、組織の中心は、日系2～4世に引き継がれている。

福祉友の会の建物2階は残留日本兵の資料館となっており、独立戦争への協力やその後のインドネシアでの生活実態などに関する資料が展示されており、過去に日本で放映された残留日本兵に関する貴重な資料映像（「テレメンタリー2005 ジャビンドわれアジアに死す」）を視聴することができた。

また、その後に訪問したカリバタ英雄墓地は、独立戦争に参加し戦死した、あるいは戦後に死亡した兵士が埋葬されている墓地である。日系2世、3世からの説明のもと、埋葬されている28名の残留日本兵の墓地を訪れ供花することができた。ここでの説明や資料を通じて、日系人が大変な苦労を経験しつつ日本インドネシア両国の友好、経済発展に大きく貢献してきた歴史を垣間見ることができた。

8 訪問のまとめ

当部会では、これまで過去4回にわたり、インドネシアの首都ジャカルタを中心に訪問し、現地の政府関係者、大学関係者との交流を行ってきた。

その後、新型コロナウイルスの世界的蔓延で、インドネシア訪問は見送られていたが、昨年12月に5年ぶり5回目の訪問を行うことができた。

この今回の訪問は、これまでの報告のとおり、法科大学院関係者との交流と、日本へ技能実習生を送り出すための訓練を行っている民間会社の訪問、オランダとの独立戦争をインドネシア人とともに戦った残留日本兵が埋葬されているカリバタ英雄墓地の参拝など、日本とインドネシアとの過去と未来を体感する充実した内容であった。今回を含めこれまでの訪問を通じて、インドネシアの日本とのパートナーシップに対する熱い想いは全く変わっておらず、その想いを我々がどのように受け止め、実現していくのか、改めて問われていることを実感させられた。これまでの成果を加速させながら、一步一步着実に進めていく所存である。

最後に、今回の訪問をご支援いただいた上田前会長はじめ関係者の方々に御礼を申し上げる次第である。

2024年度 外国人支援団体との交流会

外国人の権利に関する委員会

委員 俵 公二郎 (73 期) 委員 佐藤真依子 (75 期)
委員 田中 淳 (76 期) 委員 高橋 尚美 (76 期)

1 外国人支援団体との交流会の実施

2024年12月6日に、当会外国人の権利に関する委員会主催の外国人支援団体との交流会が開催された。全体講演会では、「難民・移民フェス」実行委員の金井真紀氏と当委員会の児玉晃一委員が登壇し、「在留資格のない外国人の実情と支援」をテーマに基調講演を行った。その後、参加者は3つの分科会に分かれ、外国人を取り巻く最新のテーマについて議論を交わした。



2 全体講演会

「在留資格のない外国人の実情と支援 ～難民・移民フェスの活動を中心に～」

(高橋 尚美 委員)

全体講演会では、文筆家・イラストレーターで、「難民・移民フェス」の実行委員でもある金井真紀氏が、自身の活動の原点について語った。金井氏は、ある難民申請者の友人との出会いをきっかけに、難民の置かれた状況の過酷さを知ったという。友人は、母国で民主化運動に参加したことから迫害を受け、日本に逃れてきたものの、難民認定を受けられず、在留資格を失って仮放免状態となった。働くことも社会保険に加入することもできず、周囲の支援なしでは生きていけない立場に置かれ続けていた。金井氏は、支援される側・する側という関係を超えた繋がりを築くべく、その友人から母国語を学び、対等な関係を模索した。そして、彼のような仮放免者らが活躍できる場を作るため、「難民・移民フェス」を立ち上げた。同フェスでは、国籍や在留資格に関係なく、あらゆる人々が共に歌い、食べ、笑いあう。その様子を評して、「欲しい未来を1日だけ先取りするのが難民・移民フェスです」と述べていたのが印象的であった。

次に、長年にわたって入管収容問題に取り組み、「見守りコンシェルジュ」として同フェスにも携わっている児玉晃一委員から、排外主義的な来場者から当事者を守る仕組みについて話があり*1、その後、入管法改定により新たに導入された監理措置制度について解説があった。同委員は、監理措置の申請手続において弁護士が排除されていることや、制度上は退去強制令書発付前であれば被監理者が就労の許可を得ることも可能とされているにもかかわらず、実際には許可要件を満たすことが困難であることなどを指摘した。また、仮放免における身元保証人と異なり、監理措置制度においては、支援者が事実上「監視者」としての役割を担わされることになるという点も問題として挙げた。

3 第1分科会

「外国にルーツを持つ子どもたちの 直面する問題」

(佐藤 真依子 委員)

子どもPTの第1分科会では、「外国にルーツを持つ子どもたちの直面する問題」をテーマに、子どもたちが直面する問題について意見交換及び情報交換を行った。

学習支援を行う参加者からは、学校に通っている子どものなかには言語の問題から授業の内容についていけない子

*1：難民・移民フェスにおける「見守りコンシェルジュ」の詳細は、https://note.com/koichi_kodama/n/n73896b4bbb53 参照

どもが多くおり、学習支援が必要であるとの指摘があった。子どもたちが学校やその他の社会で直面しているマイクロアグレッション*2や差別的言動、いじめの問題についても指摘があった。

国籍・在留資格との関係では、子ども特有の問題として、本来誰もが当然に保障されている義務教育を受ける権利を住民登録がない等の理由で拒否されている子どもや、小中学校の入学手続等の情報が自治体から届かず、就学年齢に達しているにもかかわらず学校に通っていない子どもがいること、仮放免中の子どもが高校・専門学校への入学を拒否されるケースがあること等が指摘された。

支援者との意見交換を通じ、外国にルーツを持つ子どもたちが直面している問題や支援者が感じている課題を知ることができた。参加者が互いの活動について知り、人脈形成につながるような意義深い機会となった。

4 第2分科会 「監理措置について」

(俵 公二郎 委員)

入管収容PTの第2分科会の意見・情報交換会では、監理措置に関する現状や課題について、支援者および弁護士から報告が行われた。

まず、茨城県牛久市の東日本入国管理センターでは、2024年11月に監理措置決定を受けた人が6人程度いることが報告された。また、東京出入国在留管理局においては、監理措置決定が申請後7か月以上放置されているケースや、そもそも申請を受け付けてもらえなかった事例が複数件あることが指摘された。申請が受け付けられなかったケースでは、逃亡や不法就労のおそれが問題とされた。

次に、仮放免者に対して、入管職員が監理措置を勧めている場面が多数目撃されていることが報告された。英語表記の「スポンサー」という用語が誤解を招いているという懸念も共有された。また、「監理措置で働けるんですね？」というやり取りが入管窓口で頻繁に見られる一方で、実際には監理人が見つからないという問題がある。多くの支援団体では、仮放免の継続を基本方針とし、支援者自身が

監理措置を推奨することは避けるという理解をしていることが共有された。

また、仮放免の条件として、①就労禁止、②監理措置の申請が課され、監理人候補者が見つからないまま2週間後に出頭し、再収容されたケースも報告された。監理措置に移行した場合でも、監理人が生活支援を提供していない事例が確認されており、監理措置そのものの有効性や実効性に疑問が投げかけられた。

結論として、監理措置下で現に働いている人の具体的な報告はなく、仮放免者が監理措置に移行することのメリットが明確でないことが確認された。

5 第3分科会 「人種差別の現状と活動経験交流」 (田中 淳 委員)

人種差別撤廃PTの第3分科会では、埼玉県川口市、蕨市を中心に在住するクルド人に対するヘイトスピーチ、ヘイトデモの問題について意見交換がなされた。

ヘイトデモへの参加者だけでなく、デモに対するカウンター（対抗）行動やクルド人も迷惑であるという感覚が一部の住民側に見られるという点で、従来の差別事例と比べ、事態が深刻だという指摘があった。クルド人は、国家を持たず、日本語も比較的不得手であり、日本国内でクルド人の権利利益を保護するための団体が少ないなど、他の外国人と比べても一層脆弱な立場にある。政治家やメディアまでもが差別を黙認し、助長させている。

近時行われたヘイト行為差止めの仮処分申立て、その仮処分決定の達成点と限界が分析されたが、限界を克服するには、包括的な差別禁止条例を制定する必要があると、既に制定されている各自治体の条例を参考とすべきであることを参加者は共有した。それとともに、条例制定に地方自治体が消極的なのはなぜか、いかなる働きかけが必要かということについても討議された。

参加者は、分科会を通じて、クルド人差別問題の切迫性、被害の重大性についての認識を深め、対処するための方策についても引き続き探求することとした。

* 2：ありふれた日常の中にあるちょっとした言葉や行動や状況であり、意図の有無にかかわらず、特定の人や集団を標的とし、人種、ジェンダー、性的指向、宗教を軽視したり侮辱したりするような、敵意ある否定的な表現のこと（デラルド・ウィン・スー著、マイクロアグレッション研究会訳「日常生活に埋め込まれたマイクロアグレッション——人種、ジェンダー、性的指向：マイノリティに向けられる無意識の差別」34頁（明石書店））。



弁護士会の国際活動

第1回 UIA Paris 年次大会／パリ弁護士会新年式



UIA Paris 年次大会



国際委員会委員 光野 真純 (66期)

1 概要

UIA (Union Internationale des Avocats) は、1927年にパリを本部として設立され、200を超える弁護士会をはじめ、約120か国の団体会員・個人（個人会員数約2000名）が加盟している国際法曹団体である。2024年は、10月30日から11月3日にかけて、第68回UIA年次大会がフランス、パリにて開催された。

人権や法の支配、訴訟や労働法、金融法や刑法、知的財産法などをテーマにした主要なセッションはもちろん、OHADA LAWといって、アフリカにおける会社法及び実施機関システムに関するセッションがあるのは、フランス語も主言語とされるUIAならではの。専門分野の委員会活動が活発であることから、Fashion LawやArt Law、Agrifood LawやAnimal Law、Health LawやSports Lawといった先端分野に関するセッションや、2024年度でいえば「Agrifood Law /Insurance Law /International Sale of Goods /Private International Law /Transport Law」といったような、1つのセッションで複数の法律テーマを横断

的に取り扱うものも多々ある。

2024年度のメインテーマは、AIとファッションであり、50程度のセッションが開催された。このうち、延べ16名の日本人がスピーカーとして登壇したことは、UIAにおける日本のプレゼンスがいかに高いかが分かる。



2 セッションの報告

Asian Lawyers' Forumでは、他の地域の参加者も興味を持てるテーマとして「LGBTQと人権」を選択

し、インド、オーストリア、日本の3者が登壇し、各国のLGBTQの法規制等について発表がなされた。

インドでは、同性パートナーを受取人とする銀行口座の開設や同性パートナー同士を「一世帯」とすることを可能にするなど、LGBTQの人権に配慮された法整備へ向かっているものの、同性婚を認めるかどうかについて、裁判官の意見が割れているとのことであった。ヨーロッパ各国、特にイタリアでは、「バックラッシュ」と呼ばれるLGBTQの権利やジェンダー運動などの人権活動に対する反動が強く起こっていることがわかった。

しかし、これらは、政治的思想的な反発を理由とするものであり、同性婚を認めた結果、相続や子ども（養子）などに悪影響が起こるなどの制度に直接起因する理由ではないことから、LGBTQの権利が政治的もしくは思想的な理由により制限されることのないようにすべきだと思った。

3 国際会議に参加する意義

ディナー等のイベントも目白押しで、息つく暇はない。これらは、本大会の主目的ではないものの、参加者同士懇親を深め、仕事内容を共有するなどネットワーキングに重要な機会なので、もれなく参加すべきである。

UIAの参加は、知見を得られるのみならず、業務の幅も広がることから、多くの会員の参加を推奨する。参加のハードルが高いことは事実であるが、日本人スピーカーの増加や2024年3月に開催された東京でのUIAセミナー“A Road to Human Rights Due Diligence”への評価も高く、パリ年次大会では、日本への関心が高まっていることを実感した。このように、UIAでの日本人の活躍を元に、小規模セミナーを含め東京での開催を行い、会員、特に若手会員の参加のきっかけになれば、会員の国際化及び業務拡大に寄与することになるだろう。



パリ弁護士会新年式



国際委員会副委員長 瀧澤 渚 (67 期)

1 概要

パリ弁護士会は、2010年の当会との友好協定締結以降、当会若手弁護士の研修受入れ、同会のオンラインリーガルデータベースの当会会員への開放等を行っているほか、毎年11月末に行われる新年式に当会を招待している（なお、便宜上、当会では「新年式」と訳されることが多く、ここでもそれに倣っているが、原文ではRentrée（新年度）の式と題されている。夏休み明けの忙しい時期から一息ついた11月末に行われる、パリ弁護士会の新年度の節目の行事である）。

新年式には、約80の友好協定締結先の代表者が招待され、弁護士会の代表者同士が国を超えて交流する機会を提供するものとなっている。

2024年の新年式は、2024年11月28日及び29日に開催され、当会からは、町田行功2024年度副会長及び当職が参加した。



右から町田行功当会 2024 年度副会長、Pierre Hoffman パリ弁護士会会長、当職

2 新年式典

新年式典は、パリ市内のシャトレ劇場で行われ、2名の若手刑事弁護士が近時の重大判決等をテーマにした演説を披露したのち、Vanessa Bousardoパリ弁護士会副会長、Pierre Hoffmanパリ弁護士会会長、Didier Migaud司法大臣が、順にスピーチを行った。

会長・副会長のスピーチでは、世界各地の紛争や極端な思想の台頭により、法の支配に対する脅威が生じていることや、そうした中で弁護士や弁護士会がどのような役割を果たすべきかについて演説がなされ、その後、同会が近時に行った施策が紹介された。その中で個人的に興味深かったのは、以下である。

- 法律相談バス（バスに相談スペースを設け、困難の多い地域等を移動して無料相談を提供する。利用者は予約なしで法律相談が受けられる）
- 産休・育休・傷病による長期休職、健康上の緊急な状態等に直面した弁護士が、無償で、裁判手続きを代わりに遂行してくれる弁護士を探すことができるシステムの導入
- 会員のための保育園の開設

- AIに関するサンフランシスコ弁護士会との提携
- リーガルテック・AIサービスの会員への無償提供の開始

3 ガラパーティ

ガラパーティには、多くのパリ弁護士会理事者・一般会員、海外弁護士会の招待者が参加し、大いに賑わった。参加者は、男性はタキシード、女性はロングドレスといった正装での参加が求められ、会場入口では、パリ弁護士会会長・副会長が、配偶者を伴って参加者を迎えた。会場では飲食が振舞われ、パリ弁護士会理事者や後述の同会国際局の責任者を含む、他の参加者らと交流することができた。加えて、2025年1月に当会と友好協定を新たに締結した台北弁護士会も新年式に招待されており、同会理事長を含む同会の使節団とも友好協定調印式直前のタイミングで交流をさらに深化させることができ、この新年式の弁護士会同士の国際交流の場としての意義の高さを痛感した。

4 パリ弁護士会と当会の交流

上記に加え、パリ弁護士会と当会の交流のうち2024年度に行われたものとして、当委員会は、2024年10月のUIAパリ大会の折に、当委員会の樋口一磨委員長、広瀬元康委員、当職の3名で、パリ弁護士会の国際局を訪問し、両会の最近の動向や施策、問題意識、今後の交流について意見交換を行った。

5 終わりに

パリ弁護士会は、政府からの財政独立という意味で当会と似た面を有するほか、カルパ（弁護士の預り金口座を、弁護士会が設置、管理し、弁護士が他人の金銭を預かる場合には、その口座を経由させなくてはならないとする法律上の制度）をはじめ、当会においても参考となる制度や施策を行っている。また、同会は毎年、友好協定先の若手を対象とした2か月間の研修制度を設けており、これまでに複数の当会会員が当該制度を利用している。今回の新年式参加により、今後も、友好協定を通じてパリ弁護士会との友好関係を強化・維持することは、当会にとって非常に意義深いことだという思いが再確認された。

憲法訴訟のいま

第6回 安保法制違憲訴訟 その3

憲法問題対策センター事務局長 棚橋 桂介 (66期)



1 はじめに

今回は、「安保法制違憲訴訟 その3」として、安保法制違憲訴訟の国賠における主張を要件事実の観点から分析する。憲法訴訟も民事事件、刑事事件、行政事件のいずれかに分類されその手続の中で攻撃防御が展開される。国賠は民事事件であるから、要件事実を踏まえて主張・立証の構造を検討する必要がある。

本件訴訟の被侵害権利・利益は平和的生存権、人格権、憲法改正への国民の参加権（憲法改正手続参加権、憲法改正・決定権）であるが、平和的生存権はその位置づけが未だ不確定な部分もあるので、本稿では人格権及び憲法改正手続参加権について記述する。

2 国賠請求の要件事実（一般論）

国賠請求の要件事実は、以下のように整理される。

- ① 原告の権利または憲法上もしくは法律上保護される利益の存在
- ② 被告の公権力（行政権のみならず立法権・司法権も含む）の行使に当たる公務員の行為によって
 - ①が侵害されたこと
- ③ ②が当該公務員の職務を行うについてされたこと
- ④ ②の行為が違法であること（判例によれば、立法行為については職務行為基準説（の中の違法性限定説）による判断となり、この場合、違法性判断（④）の中に過失判断（⑤）が取り込まれ違法一元的判断が行われることになり、原則として違憲の明白性と合理的期間の経過が要件となる）
- ⑤ 当該公務員の故意または過失
- ⑥ 損害の発生及び額
- ⑦ ②と⑥の因果関係

本件において主として問題になるのは①②④⑥⑦であるが、特に下級審裁判所はブランダイス・ルールを

墨守し主文の判断を導くのに絶対に必要な場合以外は憲法判断に踏み込まない傾向が強く、本件では④の判断には踏み込まず②の権利・利益侵害ないし⑥の損害の発生の部分で原告の請求を棄却しようと考えることが予想された。

そこで、弁護団は、裁判所に憲法判断をさせるため、以下に述べるような主張の工夫をしてきた。

3 人格権

本件訴訟において主張している人格権（人格的利益を含む）の内実は、平穏生活権（いわれのない不安に脅かされない権利）、職業ジャーナリスト・NGO活動従事者などの生命的人格権、加害者となりたくない者の良心、国（を含む他者）から意に反して人生を翻弄されない権利、主権者としての人格権など多岐に亘るが、やはり中心となるのは平穏生活権であるので、以下ではそれを念頭に置いて論じる。

平穏生活権の侵害という視点で分析すると、立法行為によって生じた憤慨、落胆、失望、不安、恐怖等を内容とする精神的苦痛が権利・利益侵害＝損害ということになり、それが人格権のうち法的に保護される部分に対する侵害といえるかが問題となる。

弁護団は、このような精神的苦痛が具体的なものでありその裏づけもまた具体的なものであることを、詳細な陳述書やそれを踏まえた主張書面等で主張・立証してきたが、裁判所は、具体的危険の発生が客観的に予見されない限り権利侵害があるとはいえないとの判断基準（最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁（住基ネット訴訟）等）を前提として弁護団の主張を退けてきた。全国の弁護団の中には、新安保法制法施行後の具体的な動き（2017年北朝鮮危機等）の詳細を主張・立証することで具体性・客観性の壁を越えようとするものもあったが、残念ながら裁判所の受け入れるところとはならなかった。

各地の裁判所は、危険が未だ具体化していないことを理由に原告の請求を退けているが、これに対しては戦争の危険が具体化してからでは手遅れだという批判が可能である一方、裁判所が（まだ戦争が勃発してはいないが）戦争の危険が具体化していると情勢を分析して判示することが果たして可能なのかという疑問もある。結局、戦争の危険を具体化するというアプローチは、茨の道である。

そこで次に考えられるのが、具体的危険を問題にせず、本件の特殊性に鑑みて危険が具体化する前でも裁判所は救済を与えるべきとの立論である。弁護団は、長谷部恭男教授の意見書及び証言に従い、以下のように主張した。本件では、集団的自衛権が実際に発動されあるいはその発動が切迫していることが客観的かつ具体的に予見される状況に立ち至れば、裁判を通じて国賠法上の違法性を認定することはもはや遅きに失する。また、政府の解釈変更の結果として、政府がいかなる場合に武力を行使するかが曖昧模糊とした不確実性を帯びるものとなり、自衛権発動の基準が曖昧化したために、原告らを含む国民の権利侵害に関する具体的危険性発生の判断自体が困難となっている。そうであるから、本件では、予防＝事前配慮原則に即して、具体的危険性の発生を待つことなく、出発点となる発動基準の違憲性を正面から問題とし、新安保法制のうち当該発動基準を取り込んでいる部分の違憲性を指摘すべきである。このような主張の結果、これを踏まえた判断枠組みが、本連載の第1回で扱った仙台高判令和5年12月5日（判時2603号45頁）で採用されるに至った。

4 憲法改正手続参加権

憲法改正手続参加権が問題となった事案はこれまでもなく、弁護団としても手探りでの理論構築となった。紙幅の都合上、現在の到達点についてのみ述べる

こととするが、この権利の侵害が認められる類型としては、国会が憲法改正を発議した後、国民投票により国民の承認を得る段階において、一部の国民（例えば国外に居住していて国内の市町村の区域内に住所を有していない日本国民）が国民投票に参加できない場合と、憲法改正が必要な場面であるにも拘わらず、国が憲法改正手続を潜脱し、主権者である国民を手続に関与させないまま有権解釈の変更等によって憲法規範を変更してしまう場合（国民全体の憲法改正手続参加権が侵害される場合）とがある。本件で問題となるのは後者の類型であり、この類型では、「現行の憲法規範に適合しないことが明白で、かつ、憲法改正の限界内にとどまる憲法改正がなされれば憲法適合的となる内容の憲法解釈の変更またはそれに基づく立法等を、国が、憲法改正手続を経ず、かつ、確立された憲法解釈の変更の限界を超えて行う場合等に、国民投票の公正を確保しつつ国民投票への参加を認めることが事実上不可能いし著しく困難であると認められる場合でない限り、憲法改正・決定権の侵害が認められる」ということになる。

この構成では、権利・利益侵害の具体性や戦争の危険についての議論を経由せずに政府が筋の通らない有権解釈の変更を行ったかを直接的に問うことができ、学者や裁判官出身の弁護士の支持が強い理論構成である。

残念ながら憲法改正手続参加権の侵害を認めた判決は未だ出ていないが、当該権利の侵害を否定する判示部分は、（集団的自衛権の行使を事実上封じる考え方に暗に立つと解される上記仙台高判を除き）どの判決においても趣旨不明確で、論理性・説得力のない記述にとどまっている。そのことがかえって、本件の一番の急所は、憲法改正手続を経なければできないことを憲法改正権者を無視し手続を潜脱して行った政府・国会の行為なのだという本質をあぶり出す結果となっている。

法律家のための税法知識

第2回 弁護士会の役員等としての活動に伴い支出した懇親会費等の必要経費該当性 東京高裁平成24年9月19日判決(判例時報2170号20頁)

税務特別委員会 委員 大塚 淳 (69期)

1 事案の概要

弁護士会会長や日弁連副会長等の役員を務めていた弁護士Xが、これらの役員としての会務活動に伴い支出した懇親会費や弁護士会会長又は日弁連副会長に立候補した際の活動等に要した費用等を事業所得の金額の計算上必要経費に算入して所得税の確定申告をしたところ、必要経費に算入することができないとして所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたため、各処分の一部の取消しを求めた事案である。

なお、本件では消費税法の課税仕入れに該当するか否かも問題となったが、紙幅の都合上、割愛する。

2 問題の所在

所得税法37条1項の必要経費には、①所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用（個別対応の必要経費）と、②その年（1月1日から12月31日まで）における販売費、一般管理費その他所得を生ずべき業務について生じた費用（一般対応の必要経費）の2種類がある。

本件で問題となったのは、一般対応の必要経費の該当性である。この点、従来は、ある支出が一般対応の必要経費に該当するためには、当該支出が所得を生ずべき事業と直接関係し、かつ当該業務の遂行上必要であることを要するとされてきた。本件では、後述のとおり、第一審が従来の考え方を踏襲したのに対し、控訴審はこれと異なる判断をした。なお、上告審（最高裁平成26年1月17日第二小法廷決定）は上告不受理とした。

3 裁判所の判断

(1) 第一審

（東京地裁平成23年8月9日判決・判例時報2145号17頁）

第一審は、「ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、当該支出が所得を生ずべき事業と直接関係し、かつ当該業務の遂行上必要であることを要する」と判示した。

そして、「所得税法27条1項にいう事業所得を生ずべき『事業』とは、自己の計算と危険において対価を得て継続的に行う経済活動のことをいう（最高裁昭和56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672頁参照）」ので、「弁護士の地位に基づいて行う活動のうち、所得税法上の『事業』に該当する活動とは、事業主である弁護士がその計算と危険において報酬を得ることを目的として継続的に法律事務を行う経済活動をいう」と判示した。

そのうえで、Xが弁護士会等の役員として行う活動は、弁護士として対価である報酬を得て法律事務を行う経済活動に該当せず、弁護士の所得税法上の「事業」に該当しないので、本件各支出はXの事業所得を生ずべき業務に直接関係して支出された必要経費であるとはいえないとして、必要経費該当性を否定した。

(2) 控訴審

（東京高裁平成24年9月19日判決・判例時報2170号20頁）

これに対して、控訴審は、一般対応の必要経費の該当性について、事業の業務と直接関係を持つことを求めると解釈する根拠が見当たらないことや、「直接」という文言の意味が必ずしも明らかではな

いことを理由に、直接性の要件を不要とし、「当該支出が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であること」のみを要件とした。

そして、控訴審は、弁護士会等と個々の弁護士が異なる人格であること等を根拠に、弁護士会等の役員等として行う活動はXの事業所得を生ずべき業務に該当しないと判示しつつも、「弁護士会等の活動は、弁護士に対する社会的信頼を維持して弁護士業務の改善に資するものであり、弁護士として行う事業所得を生ずべき業務に密接に関係するとともに、会員である弁護士がいわば義務的に多くの経済的負担を負うことにより成り立っているものであるといえることから、弁護士が人格の異なる弁護士会等の役員等としての活動に要した費用であっても、弁護士会等の役員等の業務の遂行上必要な支出であったといえるのであれば、その弁護士としての事業所得の一般対応の必要経費に該当する」と判示した。

そのうえで、懇親会費については、懇親会等を①弁護士会等の公式行事後に催されるもの、②弁護士会等の業務に関係する他の団体との協議会後に催されるもの、③自らが構成員である弁護士会等の機関である会議体の会議後に、その構成員に参加を呼び掛けて催されるもの、④弁護士会等の執行部の一員として、その職員や、会務の執行に必要な事務処理をすることを目的とする委員会を構成する委員に参加を呼び掛けて催されるものの4つに分けたうえで、①及び②については、「費用の額が過大であるとはいえない」という要件を満たしたとき、③及び④については、「これらの懇親会等が特定の集団の円滑な運営に資するものとして社会一般でも行われている行事に相当するものであって、その費用の額も過大であるとはいえない」という要件を満

たしたときは、弁護士会等の役員等の業務の遂行上必要な支出であったと解されると判示した。

懇親会費のうち必要経費として認められたものには、日弁連の理事会後の懇親会（上記①）、弁護士協同組合との協議会後の懇親会（上記②）、日弁連理事会の忘年会（上記③）、弁護士会職員との懇親会（上記④）などがある。他方、執行部会後の懇親会については、毎週行われる執行部会後に引き続いて行われるものであり、弁護士会等の公式行事とも、特定の集団の円滑な運営に資するものとして社会一般でも行われている行事に相当するものともいえることができず、費用の額も、Xが参加者全員の費用を含めて全額負担し又は他の参加者よりも多く負担することがあるなど過大であるとして、必要経費該当性を否定した。また、上記①～④に該当する懇親会後の二次会についても、懇親会等に参加すれば弁護士会等の役員等の業務遂行上の必要性は満たしたものであるといえることができ、その後の二次会への出席は個人的な知己との交際や旧交を温めるといった側面を含むといわざるを得ないとして、必要経費該当性を否定した。

弁護士会会長又は日弁連副会長に立候補した際の活動等に要した費用に関しては、「立候補するために不可欠な費用であれば、その弁護士の事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出に該当するが、その余の費用については、これに該当しない」と判示して、日弁連副会長候補者選挙規程10条1項に基づく納付金については必要経費該当性を認めたが、日弁連副会長立候補の挨拶状の印刷代やポスターを作成した際の写真撮影料などについては必要経費該当性を否定した。



第33回 2024年度 沖縄調査報告

神奈川県弁護士会会員・元当会人権擁護委員会委員 中村 晋輔 (58 期)

1 はじめに

2025年1月17日から19日にかけて、人権擁護委員会の沖縄調査が実施された。2024年度の沖縄調査には、木村英明委員長、藤川元・沖縄問題対策部会長をはじめ8名が参加した。

2 辺野古新基地建設問題について 沖縄県との意見交換

1日目の17日には、沖縄県庁において、辺野古新基地建設問題について沖縄県との意見交換を行った。

辺野古の埋立てに用いる土砂が県外又は県内から搬入されるにあたり沖縄県としてどのような関与をするのかという当会からの質問に対し、沖縄県から「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」などの説明を受けた。

土砂を運搬するダンプカーが国道から安和栈橋へと向かう県道を走行している点に関連して、沖縄県による県道の管理などについても説明を受けた。

3 高里鈴代さんの講義

同日、沖縄米兵による性犯罪被害者の救援活動がされている高里鈴代さん（「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」共同代表）から「日米地位協定と強姦罪—不同意性交罪」と題する講義を受けた。

2023年12月24日に発生した米兵による少女に対するわいせつ目的誘拐、不同意性交事件（2024年3月27日起訴）について、外務省と官邸が把握していたにもかかわらず、沖縄県には情報が伝達されなかった。これは、1997年の日米合同委員会合意「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」違反であった。高里さんは、「被害者の『プライバシー保護』という社会一般の通念・価値観を利用して、逆に加害者・米軍・日本政府の立場を守っている」、「この口実は、性差別、植民地差別という二重の差別である」と述べられた。

1995年の3人の米兵による少女に対する逮捕監禁、

強姦致傷事件（いわゆる沖縄少女暴行事件）から約30年になるが、在沖米軍の軍人、軍属による女性に対する性犯罪は根絶されていない。

4 名護市辺野古の現場視察

2日目の18日には、名護市辺野古の新基地建設に関わる各現場を視察した。

北上田毅さん（沖縄平和市民連絡会）から、2024年6月に



安和栈橋出口前において発生した死傷事故の状況などについて現場説明を受けた。この事故では、土砂を運搬するダンプカーが民間会社の警備員と抗議活動中の市民を轢いて、警備員が死亡し、市民が重傷を負ったと報道されている。

その後、東恩納琢磨さん（名護市議会議員）運転のグラスボートに乗船して、大浦湾のサンゴや魚を見たり、海上保安庁や沖縄防衛局による海上警備態勢を目の当たりにした。辺野古の貴重な自然環境を犠牲にしてまで、日本政府が人員や税金を投入して新たな米軍基地建設を進めていることに疑問を感じた。

5 おわりに

3日目の19日の地元2紙（沖縄タイムス、琉球新報）は、いずれも、一面トップの見出しは「地位協定改定必要7割 都道府県調査」、社説のテーマは「辺野古訴訟終結」、そして、社会面に米兵による道路交通法違反（酒気帯び運転）2件発生の記事が掲載されていた。このように、在日米軍専用施設の70%が集中している沖縄において米軍基地をめぐる問題は日常となっている。

沖縄県外の弁護士会、とりわけ首都東京にある弁護士会が、人権侵害という観点から、米軍基地の過重な負担を背負わされ続けている沖縄の実情を発信し続けていく意義は大きいといえる。

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第33回 弁護士自治の確立とその運用

司法改革総合センター副委員長・東京弁護士会歴史研究会 奥 国範 (54 期)

1 平野事件・戸倉事件とGHQ

昭和23年に公職追放となった平野力三（片山哲内閣の農林大臣）は、当会の戸倉嘉市らを代理人として公職追放効力停止仮処分を申し立て、東京地裁がこれを発令した。反発したGHQは、最高裁と折衝を重ね、最高裁事務総局から「公職追放の行政処分に関する法律上の争訟について裁判権なし」との通達を出させ、東京地裁の仮処分決定を取り消させた。

元当会会長だった最高裁判事の庄野理一は、この平野事件の内幕を酒席で洩らしたことが報道され、東京地検に告訴された。庄野の親友であった戸倉は、検察庁の事件処理方針が誤っているとしてGHQに陳情を行ったが、これがGHQを刺激し、GHQは、当会会長の長野国助を呼び出し、戸倉を即刻除名するように求めた。長野は、定例常議員会に特別小委員会を設置して精力的な調査を行った上で、GHQとの折衝を重ね、戸倉の陳謝と一切の指導的地位からの辞退、庄野の最高裁判事辞任により事態を終結させた。

一連の経過は、司法の独立と弁護士自治に対する占領下における受難の出来事である一方で、日本の民主化を進めるGHQと、民主化が立ち遅れていた裁判所・弁護士会の対立でもあった。

2 弁護士典範の制定作業と新弁護士法の成立

当会は、昭和23年、弁護士の倫理等を定める「弁護士典範」の制定作業に着手し、翌24年3月には原案が決定された。しかし、同年9月に発足予定の日弁連において統一の典範が制定されることが望ましいとの判断から、当会総会に諮ることは保留された。他方、日弁連では、倫理規定の作成の是非が議論され、当会の弁護士典範も参考資料として配布されたが、弁護士の行動に牽制を加えることを嫌った反対派の抵抗があり、後記のメーデー騒擾事件を契機とするまで、その制定作業は進捗しなかった。

昭和24年成立の新しい弁護士法では、弁護士資格の付与・登録、弁護士に対する監督・懲戒を弁護士会が担うこととなり、関係委員会等の整備が行われた。新弁護士法の下での懲戒委員会における最初の外部委員は、東京高裁判事の吉田常次郎、東京高検検事の馬場義績、日本学術会議会員の団藤重光であった。

3 「荒れる法廷」と綱紀懲戒

アメリカの日本占領政策は昭和23年頃に急速に転換し、レッド・パージの嵐が吹き荒れ、昭和25年には政令325号（占領目的阻害行為処罰令）が公布された。裁判所では、被告人の人権を擁護するための法廷闘争が熾烈を極めていた。昭和27年には、前年に廃案になった法廷侮辱制裁法案を修正した法廷等の秩序維持に関する法律が成立した。

昭和27年5月1日に逮捕者1200余名の「血のメーデー事件」が発生し、261名が騒擾罪で起訴された。メーデー騒擾裁判では、東京地裁は8つの合議部で分離公判を行う方針だったが、被告団と弁護団は統一公判を要求した。獄中の被告団は一律ハンストに入り、弁護団は一法廷に集中して出廷した。メーデー騒擾事件の法廷は混乱し、最高裁が弁護人の侮辱的言辞や不穏当な行動を批判すれば、日弁連も弁護人の行動を強く非難する内容の「メーデー騒擾事件の法廷混乱に対する意見書」を公表した。また、最高裁事務総長が弁護人の当会会員について懲戒請求するなどの事態に発展した。その後、弁護団と裁判所が折衝を重ねた結果、裁判所は、昭和27年12月に分離公判方式を撤回し、弁護団との間で統一公判方式について協定を締結し、ようやく審理が軌道に乗った。

このような背景の下、昭和28年1月に、日弁連がようやく弁護士倫理制定委員会を設置したが、弁護人の法廷行動について自粛自戒を求める方針の影響を受けることとなった。



こんな活動しています ～法律研究部・同好会～

vol.3 会社法部

ワイガヤで企業法務の最前線を学ぶ

会員 菅原 貴与志 (48期)



会社法部は、会社法の実務と理論を研究する法律研究部です。

2023年4月から60期台を中心とする現在の執行部体制に移行し、若手部員にも積極的に参画してもらいながら、部員相互の研鑽の場として活発な活動を行っています。登録部員数は410名を超えますが、近年積極的に参加してくれるメンバーは20名内外。少数精鋭(?)でワイワイガヤガヤと楽しく活動しています。

毎月の定例会は、会社法を中心とした最新の実務情報の交換や、企業法務にお



ける重要問題に関する議論を重ねています。最近の研究テーマとしては、社外取締役や電子提供措置の現況など、令和元年改正項目に関する実務を検証したり、商法学界から研究者を招いて、会社法制の比較法的検討を勉強したりしているところです。

私たちの研究成果は、当会紀要『法律実務研究』や商事法務刊ガイドライン・シリーズに公表しており、

当部先達の時代から現在に至るまで、会社法実務の指針としての高い評価を得てきました。株主総会の現代の変容を踏まえた改訂版『新・株主総会ガイドライン』を発行できましたし、当部の編著で商事仮処分の実務書を出版する企画も進行中です。

毎春、弁護士会館クレオにおいて、恒例「株主総会公開講座」を開催し、最新の株主総会の動向や諸課題について情報発信に努めています。また、東京地裁民事第8部とは「商事訴訟IT化検討会」を設けて意見交換を重ね、それが「会社訴訟チェックリスト」や「商事保全事件チェックリスト」といった裁判所の



各種資料にも反映されています。

結びに一言。毎回の定例会の後には、これも

「定例」となっている懇親会を催し、部員相互の親睦を深めています。中には定例会での研究よりも、懇親会の親睦に重きを置いている部員もいるとか、いないとか……毎回楽しい時間を共有しているところです。

*問い合わせ先：業務課 TEL 03-3581-3332



こちらから読んでね

新茶に合うもの？



わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

25期(1971/昭和46年)

54年前の司法修習生の記憶

会員 元田 秀治 (25 期)



思い出してみると、研修所は湯島天神の向かい側で、奥には旧岩崎邸がある中々の環境の中にありました。前期修習で最も印象的だったのが民事裁判の授業で、要件事実という考え方に不慣れで当初面食らってしまいました。請求権を分解して要件事実を組み立て要件事実毎に認否が有り、また抗弁があるという、ゲームの組立てみたいな面白さと戸惑いの中で授業が進んでいった記憶です。検察の授業では、起訴状の記載は途中で途切れることなく一塊の文章にまとめるのに一苦労しました。

前期修習が終わり、第1志望の憧れの京都での実務修習が始まりました。下宿生活の経験がなく、憧れの下宿生活でもありました。引越当日の京都の猛暑で、クーラーもなく、狭い下宿部屋で汗にまみれての引っ越し作業でその暑さを思い知らされました。京都大学近くの吉田山のふもとに下宿があり、近くに学生相手の一膳めし屋や銭湯などがあり、生活には便利でした。当時の実務修習は、本来の実務修習だけでなくいろいろな行事で、裁判所、検察庁、弁護士会が我々を歓待してくださいました。検察修習では、祇園祭、葵祭、時代祭り、鞍馬の火祭など素晴らしいお祭りを見学させていただきましたし、裏千家家元の不審庵で当時の宗匠から身近にお話を聞かせてもらい、また時代劇のロケにも使われる立派な日本家屋と庭園のある検事正の官舎でのすき焼きパーティーへのご招待もありました。当時取り調べ実務修習拒否という動きもありましたが、僕は拒否もせず経験させていただきました。法医学の死体解剖の

見学もあり、河原町鞍馬口の京都市立大学医学部の階段教室での見学を終えて下宿に帰り、着ていた開襟シャツの袖に独特の死臭が染みついていることに気が付き慌てて洗濯したのを覚えています。民事裁判修習では、第4民事部と民事事件滞留の早期解決のため東京地裁からいらした裁判官で構成された第6民事部の2つの部に配属となり、いくつかの民事判決の起案下案作成の指示があり、不動産仲介料請求事件が記憶に残っています。弁護士会では年の瀬に四条大橋の南座に招待していただき、絢爛豪華な顔見世を味わうことができましたし、終わりのころには、指導弁護士の先生が、祇園の東側の東山安井のお茶屋で舞妓さんを選んでくれました。芸者さんと野球拳をやらされて、負けが続いた思い出があります。修習生同士互いの下宿に遊びに寄ることも盛んで、私の下宿にも数人で飲んでいて失敗談もありまして、卒業50周年記念パーティーで、あの時はすいませんでしたと友人が謝っていました。卒業後、京都修習時代の仲間の判例研究会が数年続きましたがいづしなくなり、今はなかなか会うこともなくなって、京都修習時代も淡い思い出になりました。

最後に、役にも立たない我々を歓待して指導してくださいました、裁判所、検察庁、弁護士会の皆様方や、そして楽しく過ごした京都修習の仲間たちにも感謝を申し上げます。50周年記念祝賀会で修習地ごとにテーブルを囲んだとき、「人生であの頃が一番幸せだったのかもしれないなあ！」と感慨深げに誰かが言っていました。

PLANNED HAPPENSTANCE

会員 矢野 翠

1 はじめに

早いもので、登録から1年と少しが経過した（執筆時点）。仕事では日々、多種多様な業務に挑戦する機会をいただき、会派でも様々なご縁をいただいている。先輩方の優しさにご縁に感謝する、充実した日々だ。

私は、元々法律とは何の関係もない学部を卒業し、IT企業にて管理部門業務に携わっていた。子供が小学生になったタイミングで、修士号でもとうろくかと思立ち、働きながらでも通える（つまり住宅ローンの支払いを心配しなくてよい）夜間法科大学院と出会い、うっかり入学してしまったのが、法曹の道への第一歩であった。

仕事、子供の中学受験、そして、法科大学院の生活は、二度と戻りたくない過酷な日々だった。前に進むしかない、と、歯を食いしばり、涙を流し、歩みを進めたことを今でも思い出す。苦難を共にしたローの仲間とは、生涯の友人となった。姫野博昭会員（当会・筑波大学ビジネスサイエンス系教授）をはじめ、恩師の方々には足を向けて寝られません。

2 弁護士生活と課題

東京での司法修習は非常に充実していた。教官の皆様（大変にお世話になりました）やクラスメイトに刺激を受け、楽しい日々だった。修習委員会の皆様にお世話になったこともあり、当会に登録をすることにした。

事務所では、企業法務の分野で様々な業務を担当させていただいている。また元々いた会社でも引き続き仕事をさせていただいており、日々慌ただしい。定期的に同期と集まって食事をするのが、何よりの日々の刺激と癒しだ。同期の話を聞くと、自分も頑張らなければとやる気が湧いてくる。

落ち着いて勉強をする時間がなく、成長速度に若干の不安を感じるのが、目下の悩みだ。今年は、自習時間を増やすことを目標としている。

3 キャリアについて

さて、せっかく執筆の機会をいただいたので、私が、今後の弁護士としてのキャリアを考える上で、大切だと考えていることを書こうと思う。

“キャリアは偶然・予期せぬ出来事に対し、最善を尽くし対応することを積み重ねることで形成される”という「ブランドハップンスタンス理論」という概念がある。予期せぬ出来事から良い結果を生み出すためには、①好奇心、②持続性、③楽観性、④柔軟性、⑤リスクテキング、の5つの姿勢が大切だと言われている。「セレンディピティ（serendipity）」と似ているかもしれない。

私は、15年以上の社会人生活の中で、様々な偶然や予期せぬ出来事を経て、図らずも法曹の世界でセカンドキャリアをスタートすることになった。つい5、6年前には想像もしていなかった展開である。思えば、ブランドハップンスタンスの実行が、今につながったのだろう。なので、今後も失敗をおそれず、様々な挑戦を繰り返すしかないと思っている。

もし、キャリアやライフプランに悩んでいる同期や77期がいるとすれば、辛いこと、大変なこと、全ての出来事には意味があると思って、失敗をおそれず、前向きな挑戦をしてみしてほしい。

4 その他

なお、ストレートに弁護士になった人と比べると、人生も、キャリアも、残された時間は自ずと少ない。一方で、子育てがひと段落し、生活基盤が安定してから弁護士になったというメリットがある。なので、この際、メリットを生かし、仕事も、それ以外もぎゅっと濃縮をし、最大限楽しむつもりでいる。

手始めに、今年はいつか移住したいと思っていた北海道に家を建て、拠点を作ることにした。夏前には完成する予定。ぜひ、北海道好きの方や、民泊に興味がある方、気軽に声をかけてください。

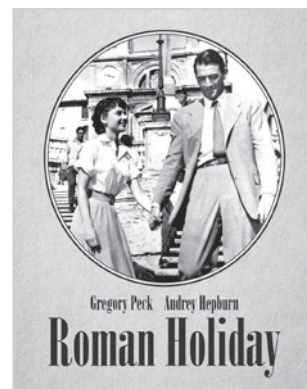
『ローマの休日』

1953年／アメリカ／ウィリアム・ワイラー監督作品

「ローマの休日」と 「トランボ ハリウッドに最も嫌われた男」

会員 末次 弘明 (48 期)

ローマの休日
4K Ultra HD+ ブルーレイ:
6,589 円 (税込)
発売元: NBC ユニバーサル・
エンターテインメント
©1953, 2023 Paramount
Pictures.
※商品情報は記事公開時点
のものです。最新の内容をご
確認ください。



「ローマの休日」を最初に観たのは中学の時だった（親世代の映画なのでテレビで観た）。その時は、オーディリー・ヘップバーンの美しさに心を奪われ、恋愛が成就しない切なさを感じた。映画の最後、グレゴリー・ペックが去って行く際、宮殿内にコツコツと鳴り響く靴の音が今でも耳に残っている。2回目に観たのは大学生の時だった。その時は、隠し撮りをした全ての写真をアン王女に渡し、良き思い出として記憶に止め公表しないという選択、思いやりと相互の信頼感に心打たれた。3回目は弁護士になって間もなくだった。その時は、王位承継者としての地位にうんざりして逃げだしたアン王女が、「ローマの休日」を経て、社会における自らの役割を自覚し、王位承継者として生きていく覚悟を示した姿に清々しさを感じた。人生の節目節目で観る機会があった作品で、観る度に感じ方が変わっていった作品である。この映画のクレジットには脚本家として、イアン・マクレラン・ハンターの名がある。

さて、「トランボ ハリウッドに最も嫌われた男」である。この映画は、ダルトン・トランボという脚本家の実話に基づくドラマである。トランボは、第二次世界大戦中アメリカ共産党に入党していたため、戦後のマッカーシズム（赤狩り）の対象とされ、議会に呼び出される。「共産党員か」というヒステリックな問いに対し、アメリカ合衆国憲法修正一条（議会は言論の自由を制限する法律を作ってはいけないという原則）を理由に証言を拒否したところ議会侮辱罪で収監されてしまう。トランボは、「ブラックリスト」に

載ってしまい、仕事ができなくなっていく。そのような中、トランボは1つの脚本を書き上げ、友人の「イアン・マクレラン・ハンター」に渡し、ハンターが脚本の名義と報酬の一部を得ることを提案する。その脚本が『ローマの休日』であった。トランボは、偽名を使って様々な脚本を書くようになり、偽名で書いた「黒い牡牛」がアカデミー賞を受賞するが、授賞式には出席できない。その後「スパルタカス」や「栄光への脱出」など大作の依頼が舞い込み、家族の支えもあって復権する。この映画では、ハリウッドにおける「赤狩り」の様子、その旋風の中で翻弄される個々人の姿が映し出されている。社会の雰囲気という大きな波に飲み込まれ、善意からかもしれないがその「赤狩り」の先頭に立ってしまう有名俳優達、その波に当初は抗うものの生活のために仲間を裏切らざるを得なくなってしまう者、抗ったために仕事を失い収監される者。社会の雰囲気が暴力となり個人を血祭りにあげる怖さを感じる。

「ローマの休日」は、トランボが仕事を失い、失意のまっただ中にいるときに生まれた作品だったのである。人を思いやる心と相手を信頼しそれに応えることの尊さ、社会の中で役割を果たすことの大切さを描いたあのような作品が、仲間裏切られ、精神的にも経済的にも追い込まれていく中で生まれてきたことに感動する。「トランボ ハリウッドに最も嫌われた男」を観た後は、「ローマの休日」は、私の中では、泥の中に根を張り美しい花を咲かせる「蓮の花」のような作品、という印象に変わっている。



野山を駆ける

会員 草木 良文 (69期)

1 自然と闘うトレイルランニング

トレイルランニングは、登山道や林道などの未舗装路を走るアウトドアスポーツである。

澄んだ空気の中、美しい山林を駆け抜けるのは非常に心地良い。自然は季節によってその姿を変え、同じコースを走っても毎回違う発見があるので、長時間、飽きずに運動できることもトレイルランニングの魅力である。そうして気が付くと心地よい疲れを感じながら山頂までたどり着き、絶景を味わうことができる。

しかし、トレイルランニングは自然の美しさを感じるだけではない。きれいに舗装されて歩きやすい道とは異なり、未舗装路には凹凸があったり、地面から石や木の根が出ていたり、ぬかるみがあったりする。その時々道の状態や天候などに合わせて的確な状況判断をしながら、走り方を絶えず考えながら進む必要があるのだ。トレイルランニングは競技者同士で競うスポーツでありながら、自然との闘いでもある。そこがこのスポーツの醍醐味である。

2 意外と初心者優しい

未舗装路を走ること自体は1人でもできるが、道中のケガや体調不良のリスクを考えると初心者の単独行には心配もある。そんな方にはトレイルランニングの練習会が各地で開催されている。練習会の情報はランニング情報サイトから簡単に調べることができ、練習会では経験者のアドバイスを受けて安全にトレイルランニングを楽しむことができる。意外にもトレイルランニングは初心者優しいスポーツである。

また未舗装路は草や柔らかい土に覆われており、アスファルトと比べて脚に優しい。トレイルランニングは舗装された道を走るロードランニング初心者によく見られる膝や股関節の痛みの心配も少ない競技である。

運動が苦手な方にこそ、ぜひ興味を持ってもらいたい。

3 配慮、感謝をもって

心身共にリフレッシュできるトレイルランニングであるが、絶対に守らなければならない約束事がある。それは自然を決して荒らさないこと、他の方に配慮しなければならないことである。

自然の中を走るのであるから、通行する道に対する負担はハイキングなどと比べて大きくなりがちである。誤ってコースから外れたり、動植物を踏んだりするおそれもある。自然の中で行うスポーツ全てに共通するが、自然に対する配慮、感謝なしにはできないスポーツである。

美しいスポットほどトレイルランニング以外の方も多く訪れる。トレイルランニングはこのような方に不快な思いをさせないよう、すれ違う際にはスピードを落とし、あいさつをするなどのマナーを守ることが極めて重要である。

トレイルランナーのマナーが悪いことにより、トレイルランニングが禁止されているエリアもある。全ての方が気持ちよく自然を楽しめるよう、自然、人に対する配慮、感謝が大切であることを心に留めてトレイルランニングをこれからも楽しみたい。



八王子市 高尾山の登山道

国際刑事裁判所 (ICC) の活動に向けられたあらゆる妨害・圧力に対して 明確に反対する立場を表明することを求める会長声明

国際刑事裁判所 (International Criminal Court: 以下「ICC」という。) は、「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」である、集団殺害犯罪 (ジェノサイド罪)、人道に対する犯罪、戦争犯罪及び侵略犯罪の4つの犯罪 (core crimes: “コア・クライム”) を行った個人を訴追・処罰するため、国際刑事裁判所に関するローマ規程 (Rome Statute of the International Criminal Court: 以下「ローマ規程」という。) によって、オランダ・ハーグに設立された史上初の常設の国際刑事法廷である。

2025年1月にウクライナが加わったことで、現在、加盟国・地域は125を数える。2007年10月、ICCに加盟した我が国は、これまで3名のICC判事を送り出し、また最大の拠出金分担国となるなどして、ICCに対し人的・物的貢献を行ってきた。ICCの現在の所長は日本人の赤根智子氏である。

そのICCが、今日、存続の危機にさらされている。

ウクライナ侵攻をめぐり、多数の子どもをロシア国内に連れ去ったという戦争犯罪の容疑でICCがプーチン・ロシア大統領への逮捕状を発付したことに対し、ロシア側は、ICCのカリム・カーン主任検察官や赤根氏 (当時、逮捕状発付を認めたICC予審裁判部の判事職にあった。) らの捜査を開始したと発表し、その後、赤根氏らを指名手配した。

そして、パレスチナ・ガザ地区での戦闘をめぐり、民間人を飢餓に陥らせたなどの戦争犯罪及び人道に対する犯罪の容疑でICCがイスラエルのネタニヤフ首相などへの逮捕状を発付したことに対し、アメリカ合衆国連邦下院議会は、2025年1月、ICC関係者らの在米資産の凍結、同国への入国停止 (査証発給の停止) 等の制裁、及びこれらの制裁対象者を財政的、物質的若しくは技術的に支援又は後援し、あるいはこれらの者に商品又はサービスを提供した組織又は個人への制裁を可能とする法案を可決した。この法案は上院で否決されたものの、同年2月6日、トランプ・アメリカ合衆国大統領は、同国がICCの締約国でないこと等を根拠として、上記内容の制裁を可能とする大統領令に署名し、これと同時に、カーン主任検察官を制裁対象者と指定した。

トランプ大統領による大統領令に対して、赤根所長は「ICCの独立性と公平性を損なうもので、深い遺憾の意を表明する」と声明を発し、また、英仏独など加盟79カ国・地域も「法の支配を脅かす」と非難する共同声明を発表した (ただし、我が国はこの共同声明に加わっていない。)。当会は、この

共同声明に深い共感の意を表明し、国際社会における司法の独立及び法の支配の尊重、擁護を求めるとともに、ICC及びその関係者による職務執行の独立に対する干渉、妨害などの不当な圧力に強く反対するものである。

日本国憲法は、前文において国際協調主義及び全世界国民の「平和的生存権」を掲げ、98条は国際法規の遵守を規定している。また、日本国政府は、「法の支配」に基づく自由で開かれた国際秩序の形成を外交政策の基本理念としてきた。にもかかわらず、前述の共同声明に加わらなかった日本国政府の判断を看過することはできない。

そこで、当会は、日本国政府に対し、以下のことを求める。

1. ICCは、ローマ規程に基づき独立した司法判断を行う国際司法制度の不可欠の一部であり、我が国はICC締約国として、ICCの独立した司法判断に対する揺るぎのない支持を表明し、これを徹底的に尊重することを対外的に宣明すること。
2. ICC関係者への制裁等、ICCの独立、公正かつ誠実な職務継続性を阻害するあらゆる妨害、脅威、圧力に対して明確に反対する立場を宣明し、既に発動された制裁措置を直ちに撤回するよう求めるとともに、新たな制裁等が発動されないよう各国に働きかけること。
3. ICCの機能が損なわれないよう人的・物的支援を拡充し、その活動をさらに支えること。

ICCが万が一にも破綻するようなことになった場合、世界の平和、安全及び福祉を脅かす“コア・クライム”を犯した者による説明責任を確保し、これらの者に適切な処罰を与えるとともに、“コア・クライム”の被害者救済を目的とする常設の国際刑事法廷は世界でも二度と生まれない、などということにもなりかねない。それは、法の支配による国際秩序と安全保障の確保に対する重大な危機を招くこととなる。

当会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする法律専門家団体として、ICCの活動に対する揺るぎなき支援と、実務家法曹としてなし得る協力を惜しまないことを、ここに表明する。

2025(令和7)年3月31日
東京弁護士会会長 上田 智司